

第2章 障がいのある人の現状



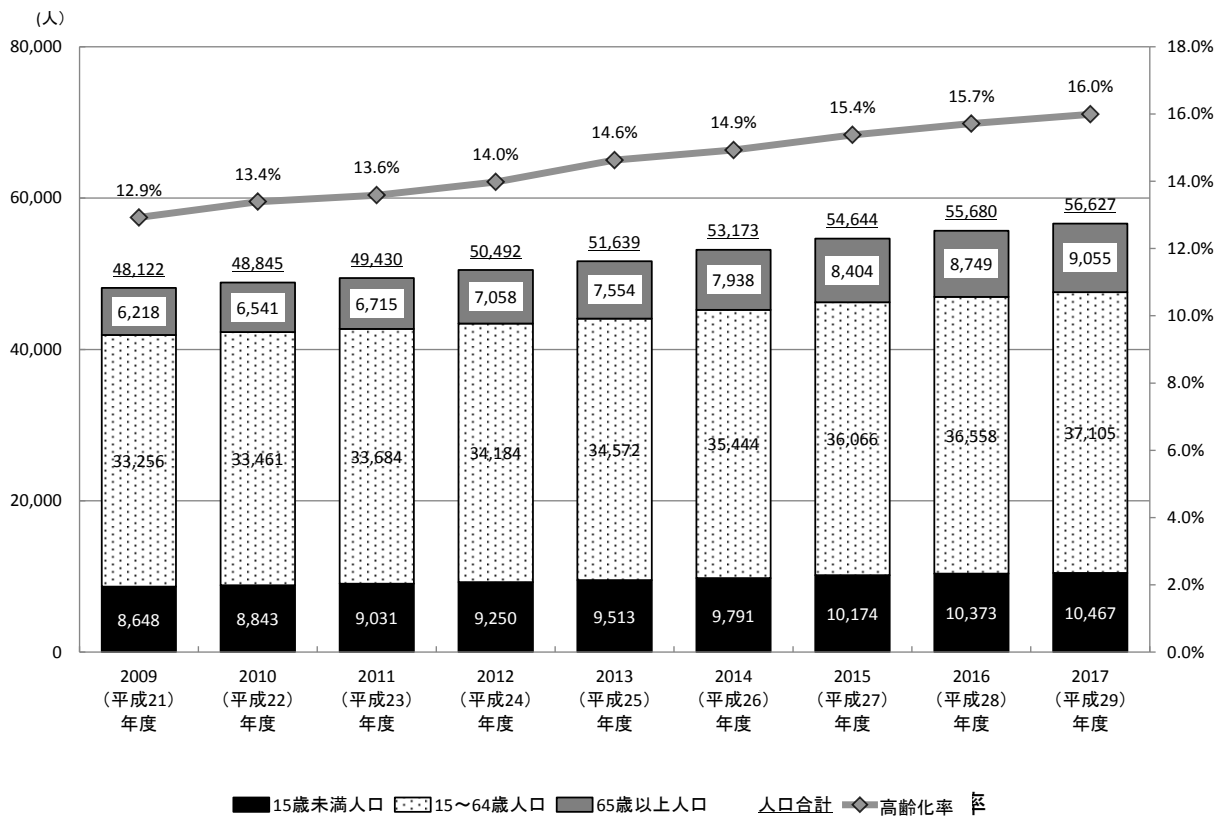
第2章 障がいのある人の現状

1 長久手市の状況

(1) 長久手市の人口の推移

本市の人口は、継続して増加しています。人口に占める65歳以上高齢者の割合を示す高齢化率は2017（平成29）年度で16.0%となっています。高齢化率は継続して上昇していることから、高齢によって生じる障がいなどの予防対策が必要となることが考えられます。

■人口と高齢化率の推移



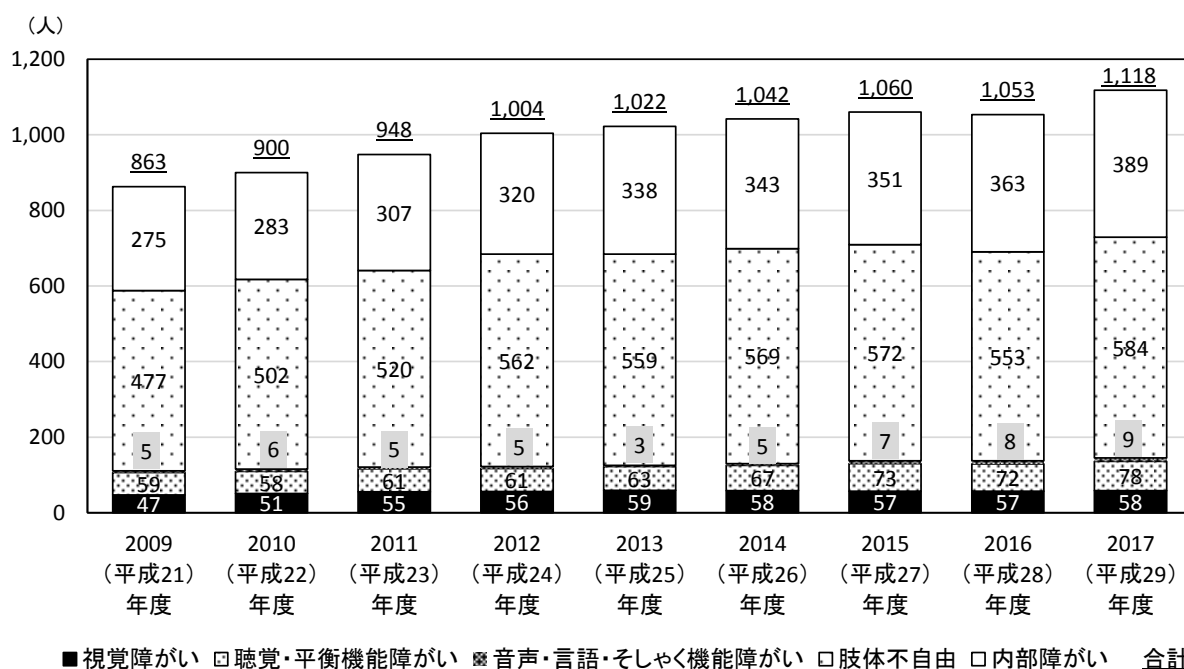
資料：住民基本台帳（各年度4月1日）

(2) 障がいのある人の推移

手帳所持者数について、2009（平成 21）年度と比較すると、この 9 年間で身体障害者手帳所持者数は 37.7%、療育手帳所持者数は 41.2%の増加を示しています。また、精神障がいのある人の増加率は特に高く、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 133.3%の増加、自立支援医療（精神通院）受給者数は 76.1%の増加となっています。総人口の 9 年間の増加率は 17.7%であることから、人口比でも増加がみられます。

また、身体障害者手帳所持者では約半数（52.2%）を肢体不自由が占めています。療育手帳所持者では 39.2%が重度の方ですが、ここ数年で中度の方が増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者は半数以上（55.6%）が 2 級であり、実数も大きく増加しています。

■障がい別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）



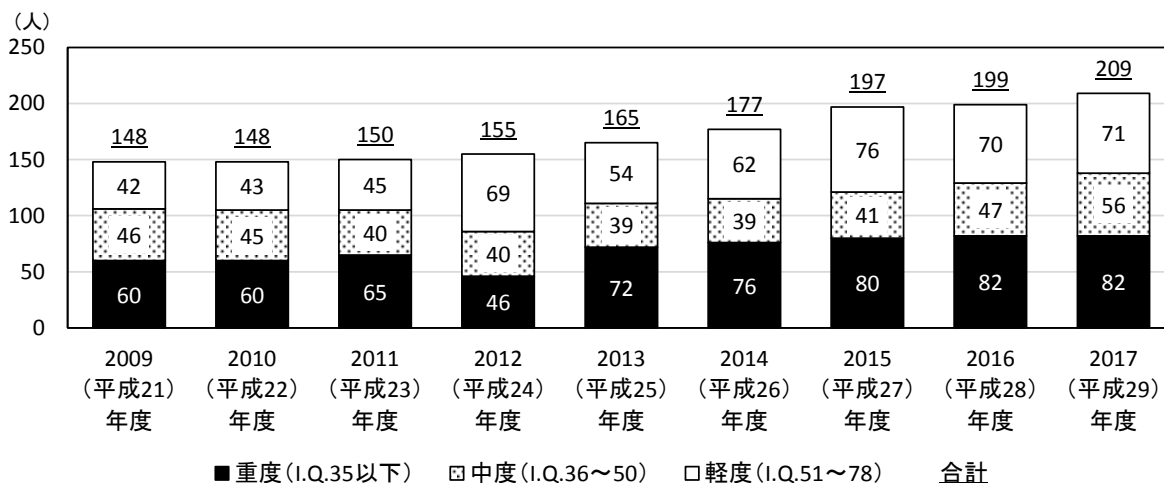
資料：市福祉課

■等級別身体障害者手帳所持者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障がい	24	12	3	7	8	4	58
聴覚・平衡機能障がい	5	22	8	17	0	26	78
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	1	5	3	0	0	9
肢体不自由	110	87	145	155	62	25	584
内部障がい	222	6	72	89	0	0	389
合計 (人)	361	128	233	271	70	55	1118

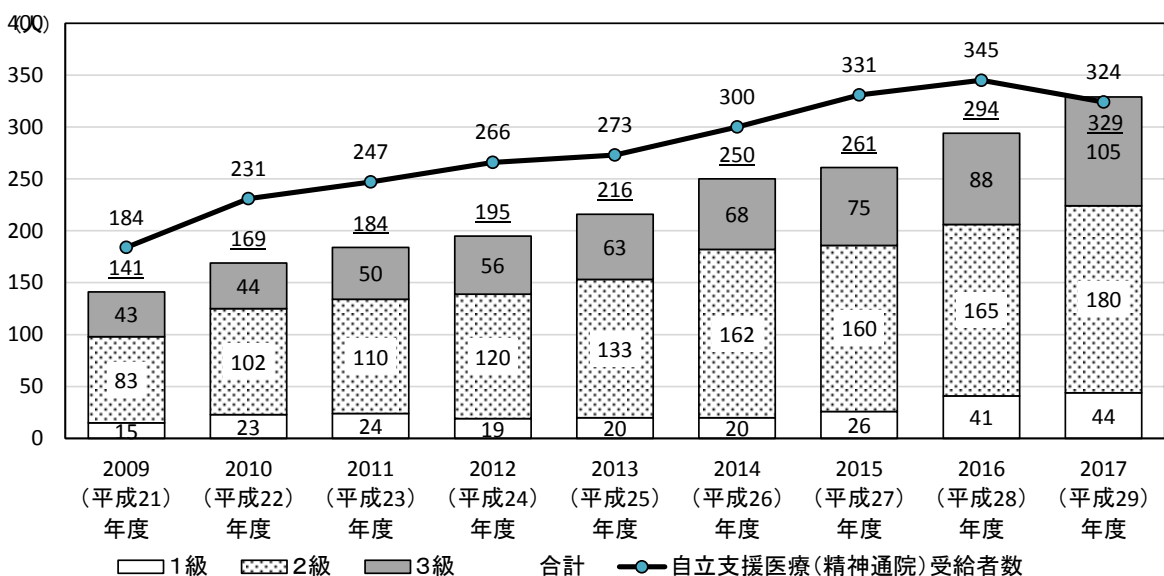
資料：市福祉課

■等級別療育手帳所持者数の推移（各年度4月1日現在）



資料：市福祉課

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度4月1日現在）



※精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院）受給者数は重複している場合がある。

資料：市福祉課・保険医療課

■障がい種別障がいのある人の数と人口比の推移（各年度4月1日現在）

	2009 (平成21)年度	2010 (平成22)年度	2011 (平成23)年度	2012 (平成24)年度	2013 (平成25)年度	2014 (平成26)年度	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
人口(人)	48,122	48,845	49,430	50,492	51,639	53,173	54,644	55,680	56,627
身体	863	900	948	1,004	1,022	1,042	1,060	1,053	1,118
人口比	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	2.0
知的	148	148	150	155	165	177	197	199	209
人口比	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
精神	141	169	184	195	216	250	261	294	329
人口比	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6

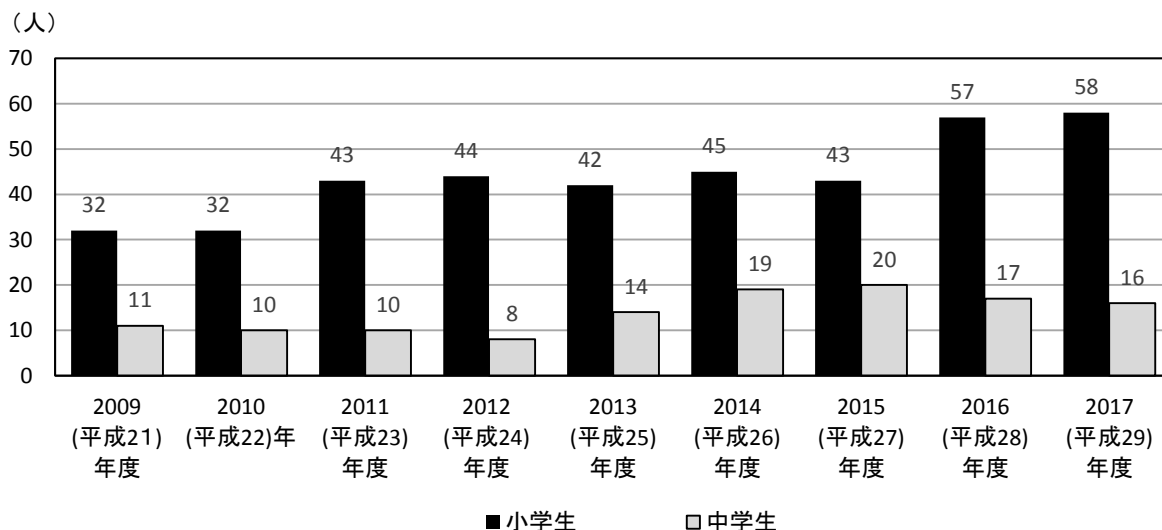
※表中の「身体」は身体障害者手帳所持者数、「知的」は療育手帳所持者数、「精神」は精神障害者保健福祉手帳所持者数を指す

資料：市福祉課

(3) 特別支援学級・学校の推移

本市の特別支援学級在籍者数は、2017（平成29）年度では小学生が58人で前年より増加し過去最高となっている一方、中学生が16人で、2015（平成27）年度をピークに減少しています。

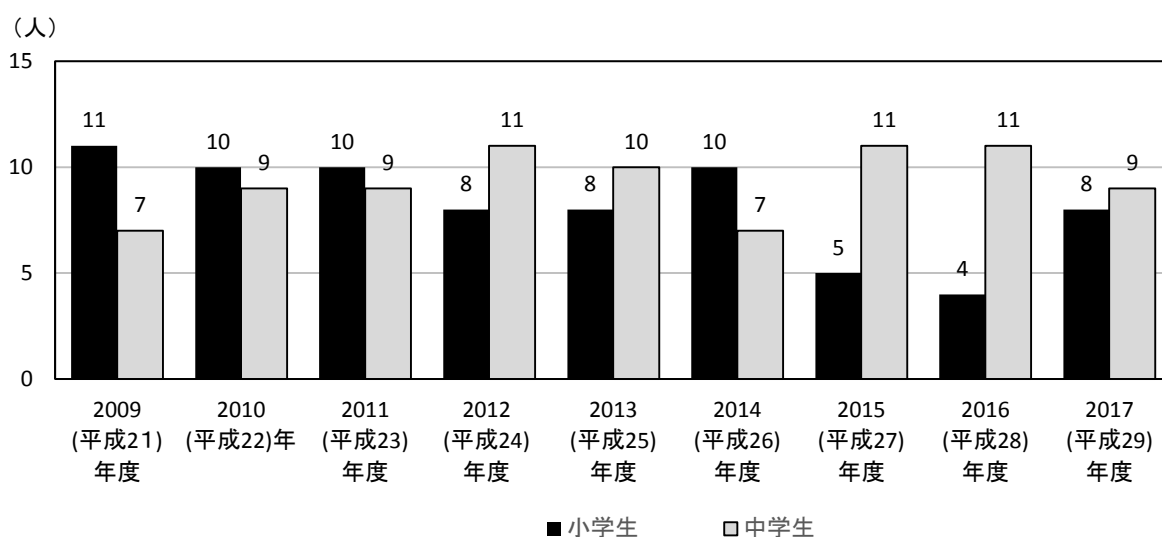
■特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



資料：市教育総務課

本市の特別支援学校就学奨励金の受給者数は、小中学生合わせた数がほぼ横ばいの推移となっており、毎年、20人弱となっています。

■特別支援学校就学奨励金の受給者数の推移（各年度5月1日現在）



資料：市教育総務課

(4) 難病者数

障害者総合支援法では障がいのある人の範囲の見直しが行われ、制度の谷間のない支援を提供する観点から、2013(平成25)年から難病患者等が追加され、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障がいのある人に対して、障害福祉サービスを提供できるようになりました。障害者総合支援法における難病等の範囲は、2012(平成24)年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病の130疾病から徐々に拡大し、2017(平成29)年には358疾病となっています。

■ 指定難病特定医療費公費負担受給者数

※ 長久手市において受給者がいる疾患のみ抜粋。ただし、総数には全306疾患(平成28年度末時点)の合計を記載

(平成28年度末現在)

番号	疾患名	愛知県	瀬戸保健所	長久手市
1	球脊髄性筋萎縮症	90	7	1
6	パーキンソン病	4,795	355	18
7	大脳皮質基底核変性症	137	16	1
11	重症筋無力症	1,124	88	13
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	1,002	62	8
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	294	26	4
17	多系統萎縮症	544	45	3
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	1,143	94	11
22	もやもや病	938	55	3
28	全身性アミロイドーシス	145	8	2
35	天疱瘡	253	13	1
42	結節性多発動脈炎	163	12	2
43	顕微鏡的多発血管炎	474	58	2
44	多発血管炎性肉芽腫症	146	10	2
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	82	7	1
49	全身性エリテマトーデス	3,136	206	16
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	1,155	87	8
51	全身性強皮症	1,721	99	6
53	シェーグレン症候群	204	12	1
54	成人スチル病	92	9	1
55	再発性多発軟骨炎	23	2	1

番号	疾患名	愛知県	瀬戸保健所	長久手市
56	ベーチェット病	803	43	5
57	特発性拡張型心筋症	947	54	3
60	再生不良性貧血	461	41	2
63	特発性血小板減少性紫斑病	1,443	112	17
65	原発性免疫不全症候群	67	4	1
66	I g A腎症	290	13	2
67	多発性嚢胞腎	281	16	1
68	黄色靭帯骨化症	155	11	1
69	後縦靭帯骨化症	1,606	83	4
71	特発性大腿骨頭壊死症	742	47	7
72	下垂体性ADH分泌異常症	190	16	2
75	クッシング病	51	1	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	307	13	2
78	下垂体前葉機能低下症	794	83	10
84	サルコイドーシス	1,505	143	20
85	特発性間質性肺炎	607	106	4
86	肺動脈性肺高血圧症	122	13	1
89	リンパ脈管筋腫症	34	2	1
90	網膜色素変性症	928	47	2
93	原発性胆汁性肝硬変	385	38	6
94	原発性硬化性胆管炎	30	1	1
95	自己免疫性肝炎	101	18	1
96	クローン病	2,619	164	21
97	潰瘍性大腸炎	10,171	706	83
122	脳表ヘモジデリン沈着症	2	1	1
193	ブラダー・ウィリ症候群	1	1	1
222	一次性ネフローゼ症候群	222	21	1
224	紫斑病性腎炎	21	3	1
総数※		46,202	3,280	307

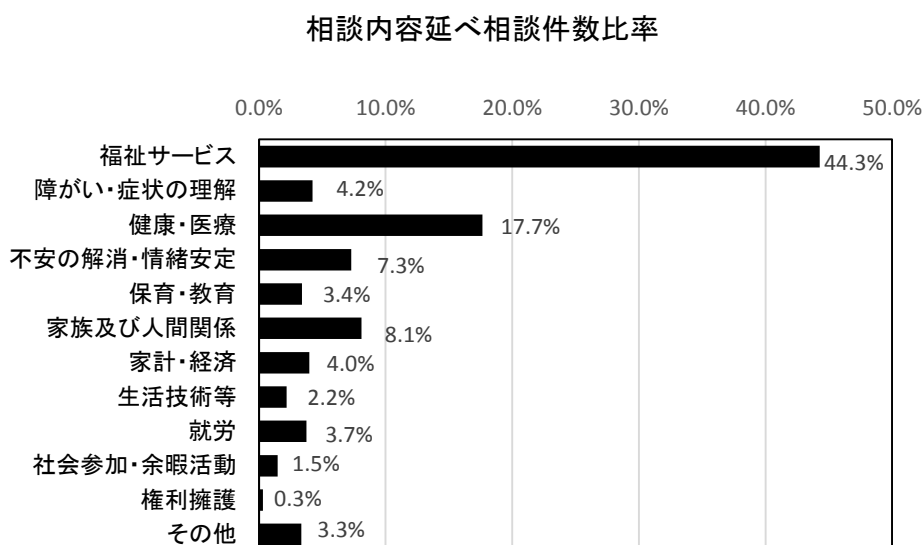
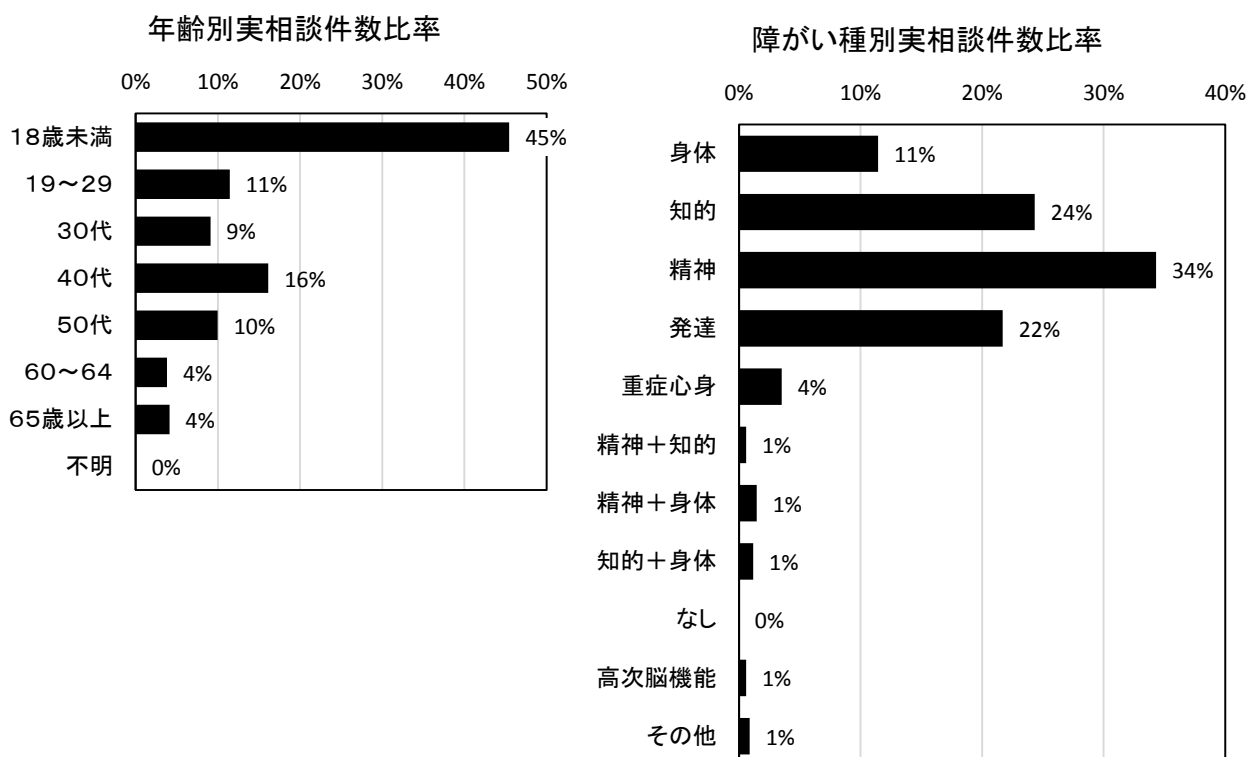
資料：愛知県瀬戸保健所「平成29年度事業概要」

(5) 障がい者相談支援センターでの相談状況

障がい者相談支援センターでの相談状況を、2017（平成29）年4月から9月までの実績から傾向をみると、年齢別では、18歳未満が45.5%と最も多く、次いで40代の16.1%となっています。

障がい種別では、精神障がいのある人の相談が34.3%と最も多く、次いで知的障がいのある人の相談が24.3%となっています。また、発達障がいのある人の相談も増加傾向にあります。

相談内容の延べ相談件数では、福祉サービスに関することが44.3%、次いで健康・医療に関することが17.7%となっています。



2 ながふく障がい者プラン改訂に係るアンケートからみた状況

(1) 調査の目的

第3次長久手市障がい者基本計画の中間見直し及び長久手市第5期障がい福祉計画策定の基礎資料とするため、身体、知的、精神に関する障害者手帳をお持ちの方、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用されている方を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の方法と配布・回収

区分	内容
調査対象	長久手市にお住まいで障がいに関する手帳をお持ちの方、障害福祉サービスを利用されている方、障害児通所支援を利用されている方
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	2017（平成29）年3月28日～2017（平成29）年4月28日

	配布数	回収件数	回収率
回収結果	1,594 件	792 件	49.7%

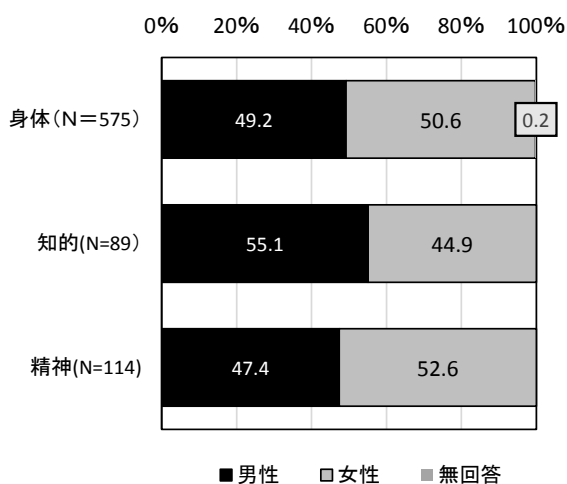
(3) 調査結果について（抜粋）

アンケート結果について、2014（平成26）年に実施した調査の結果と比較できる項目については、比較した結果を掲載しています。

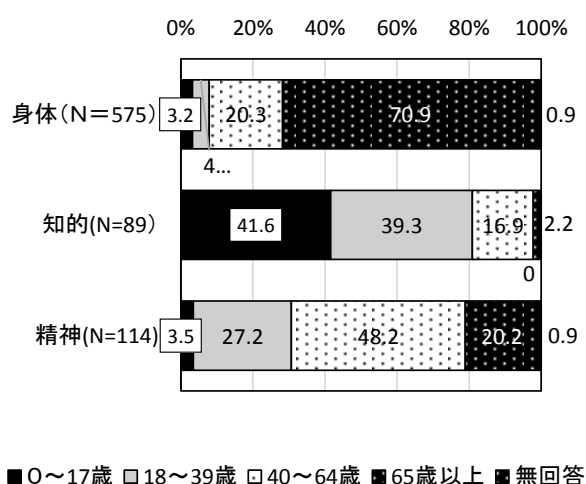
①回答者の属性

回答者の性別、年齢は以下のとおりとなっています。身体障がいのある人では65歳以上、知的障がいのある人は0～17歳、精神障がいのある人は40～64歳が多くなっています。

◆回答者の性別



◆回答者の年齢

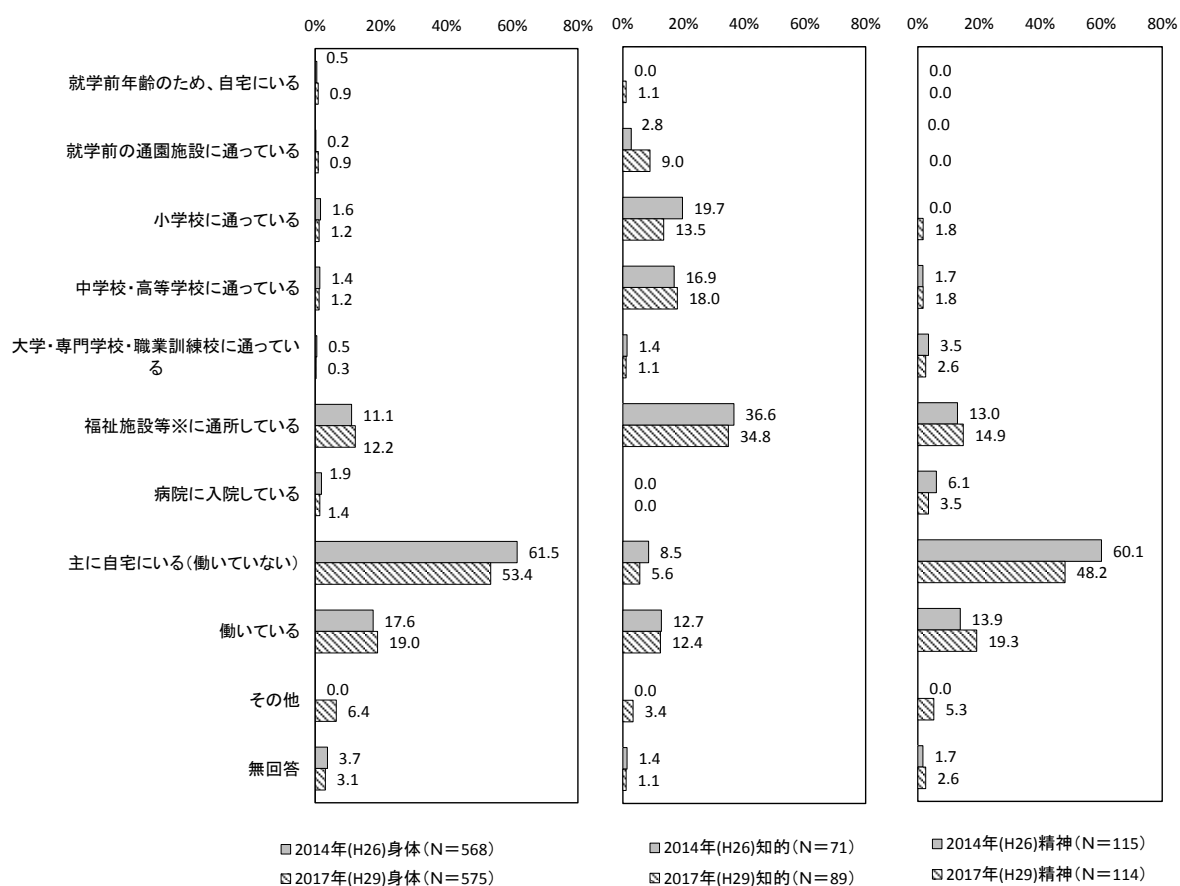


②平日の日中の暮らし方

平日の日中の暮らし方について、前回アンケートの結果と同様、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「主に自宅にいる（働いていない）」が最も高く、知的障がいのある人では「福祉施設等に通所している」が最も高くなっています。

また、他に比べて身体障がいのある人、精神障がいのある人では「働いている」が、知的障がいのある人では「小学校に通っている」「中学校・高等学校に通っている」が高くなっています。

◆平日の日中、どのように暮らしていますか

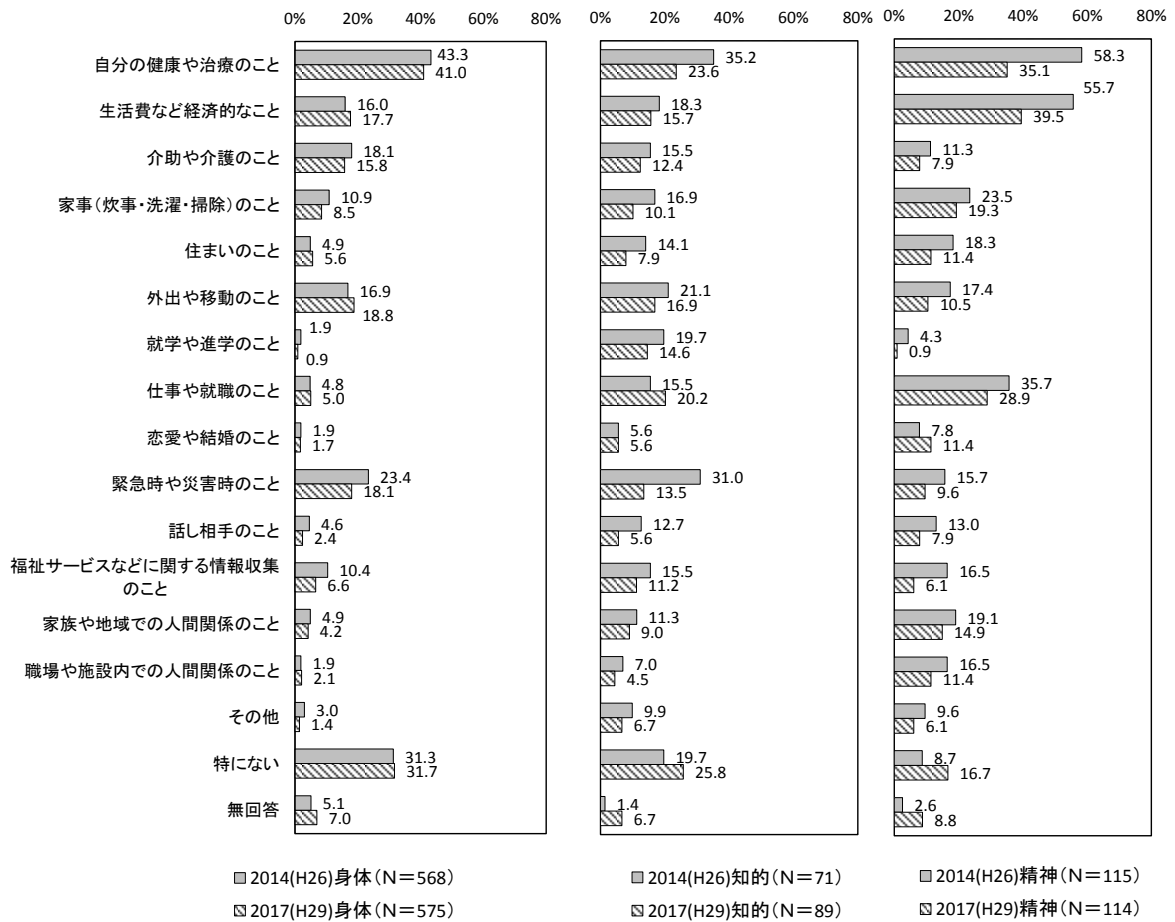


※福祉施設等…生活介護事業所、就労支援事業所、デイサービスなど。

③悩んでいることや相談したいこと

悩んでいることや相談したいことについて、前回のアンケートの結果と比較すると、身体障がいのある人では「生活費など経済的なこと」「外出や移動のこと」、知的障がいのある人では「仕事や就職のこと」、精神障がいのある人では「恋愛や結婚のこと」がそれぞれ増加しています。また、身体障がいのある人、知的障がいのある人は「自分の健康や治療のこと」、精神障がいのある人は「生活費など経済的なこと」が前回と同様に高くなっています。

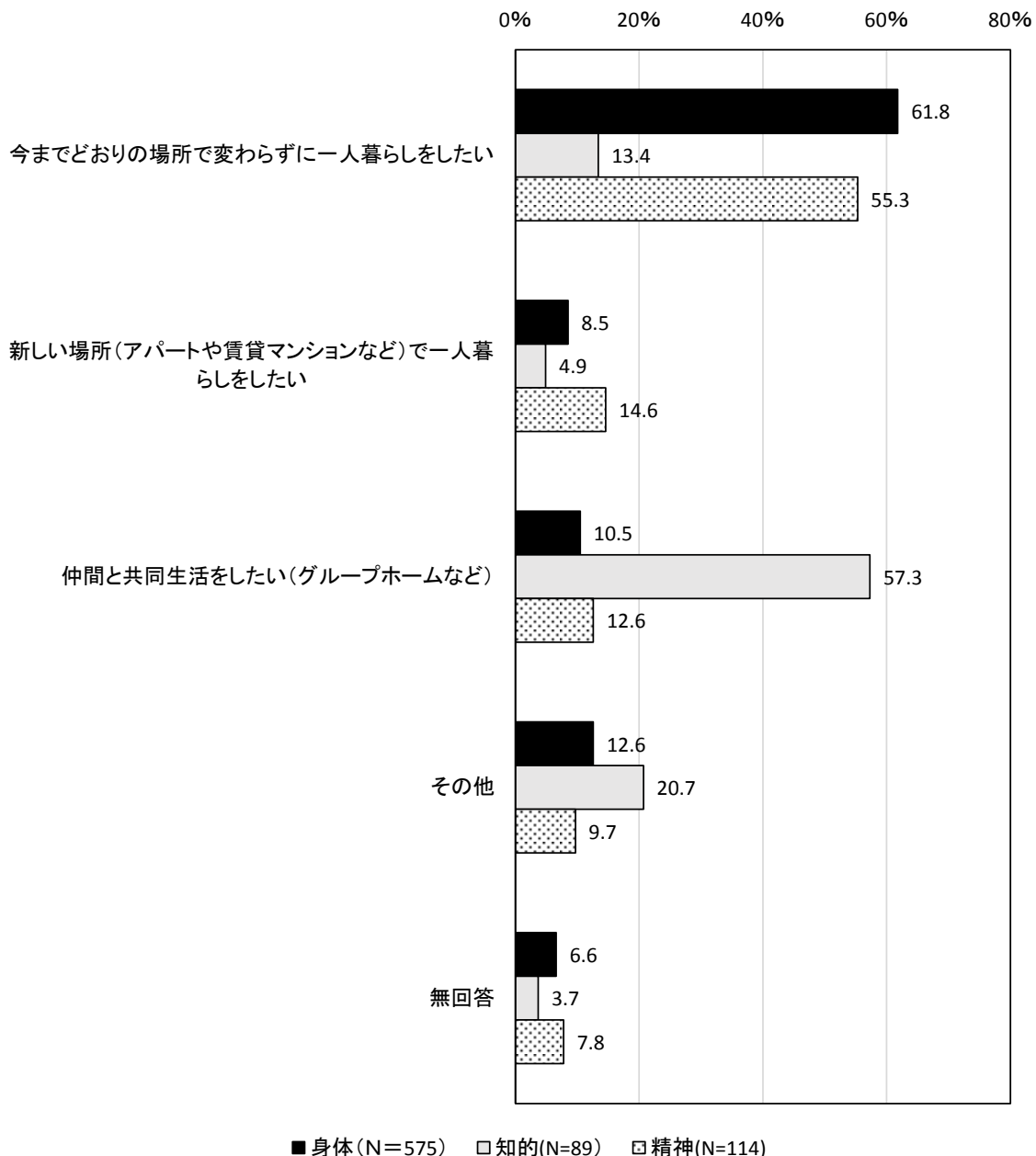
◆悩んでいることや相談したいことがありますか



④現在一緒に暮らしている人が一緒に暮らせなくなってしまったときの暮らし方

現在一緒に暮らしている人が一緒に暮らせなくなってしまったときの暮らし方について、身体障がいのある人、精神障がいのある人は「今までどおりの場所で変わらずに一人暮らしをしたい」がそれぞれ61.8%、55.3%と最も多く、知的障がいのある人は「仲間と共同生活をしたい（グループホームなど）」が57.3%で最も多くなっています。

◆現在一緒に暮らしている人が一緒に暮らせなくなってしまったときの暮らし方（2017（平成29）年のみ調査）

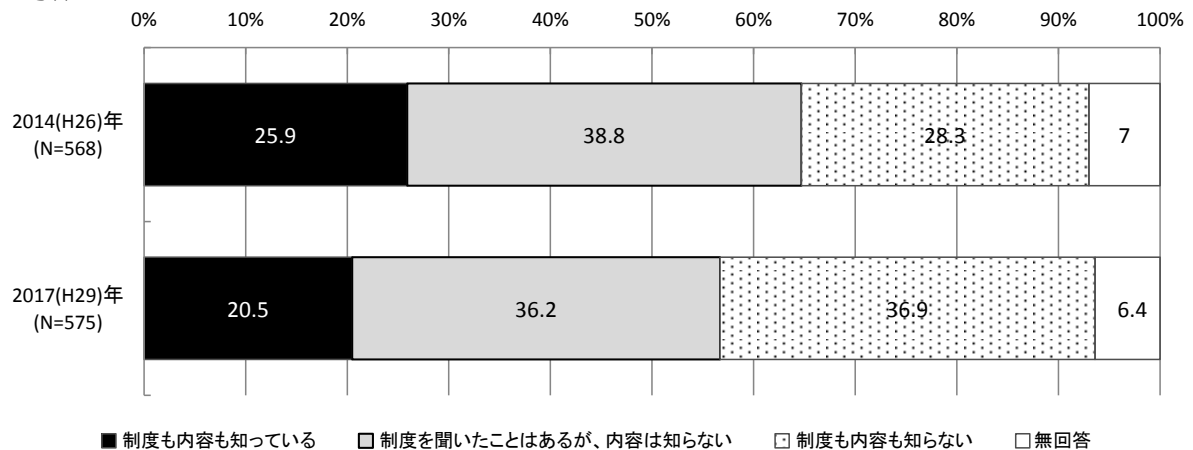


⑤成年後見制度について知っているか

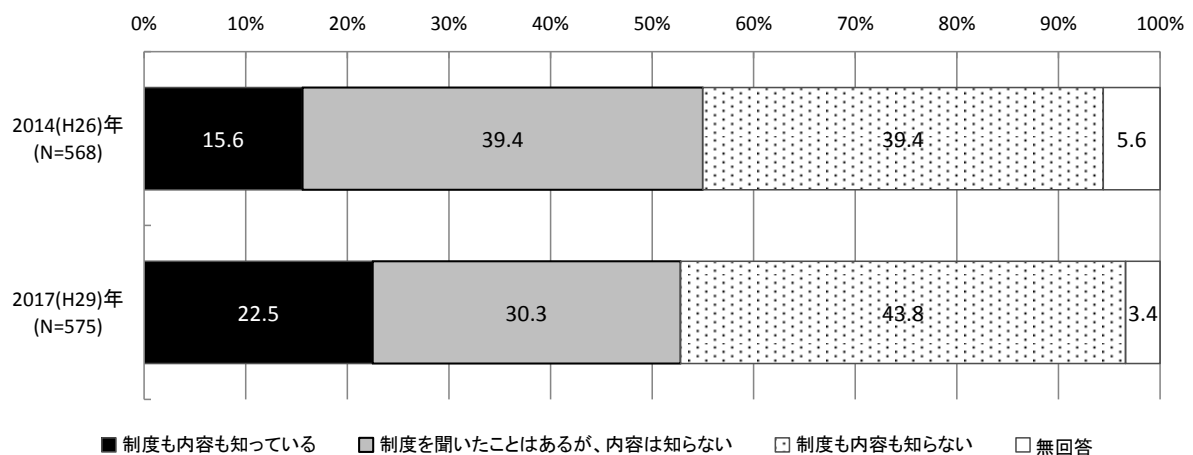
成年後見制度の認知度について、前回アンケートの結果と比較すると、知的障がいのある人及び精神障がいのある人は「制度も内容も知っている」が増加していますが、全ての障がいにおいて内容を知らない方が7割以上となっており、今後さらに周知を図ることが必要となっています。

◆成年後見制度について知っていますか

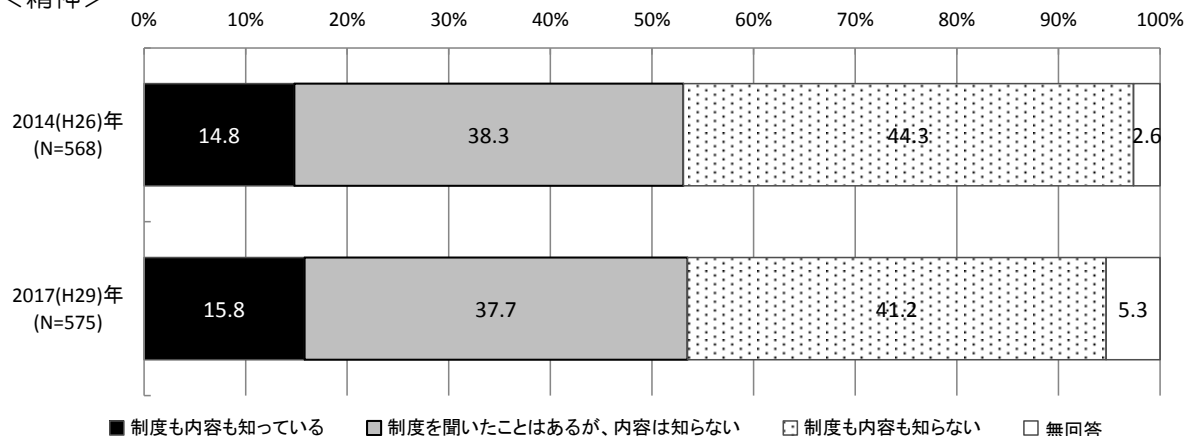
<身体>



<知的>



<精神>

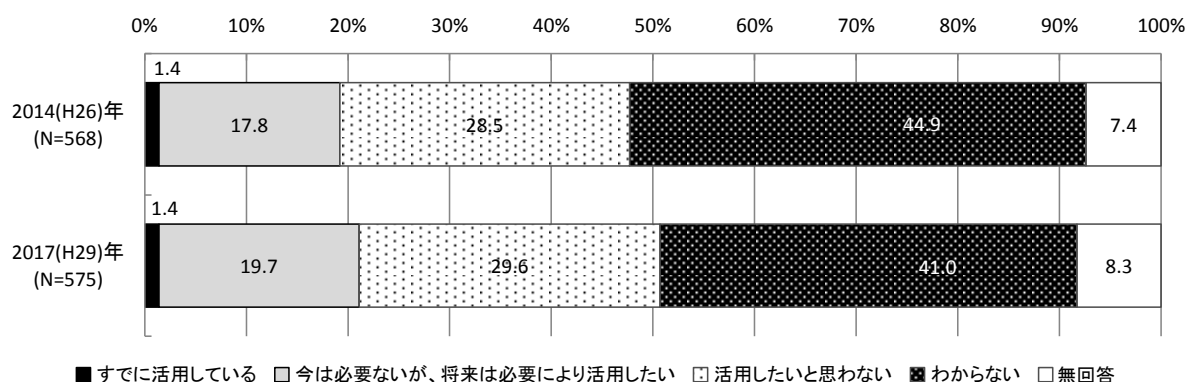


⑥成年後見制度を活用したいか

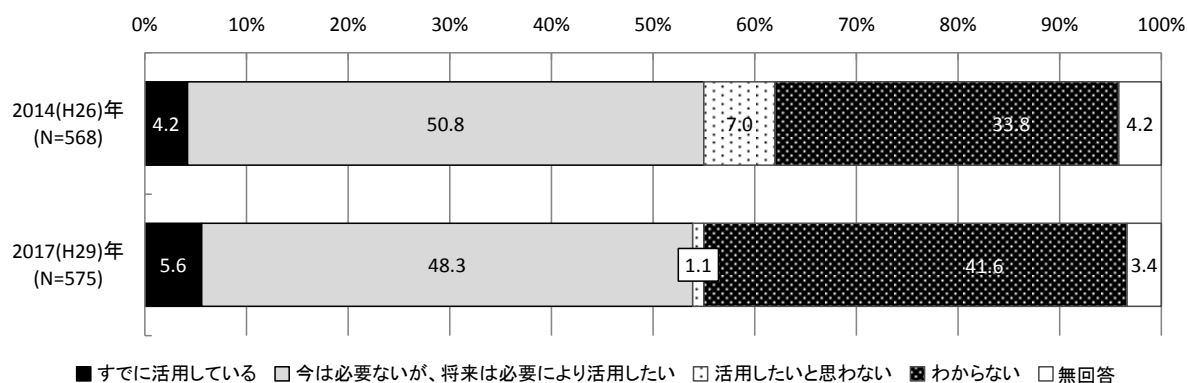
成年後見制度を活用したいと思うかについて、前回アンケートの結果と比較すると、身体障がいのある人では「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」、知的障がいのある人は「すでに活用している」「分からない」、精神障がいのある人では「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」「分からない」がそれぞれ増加しています。また、「すでに活用している」は全ての障がいにおいて1割以下となっており、制度の普及啓発が必要となっています。

◆成年後見制度を活用したいと思いますか

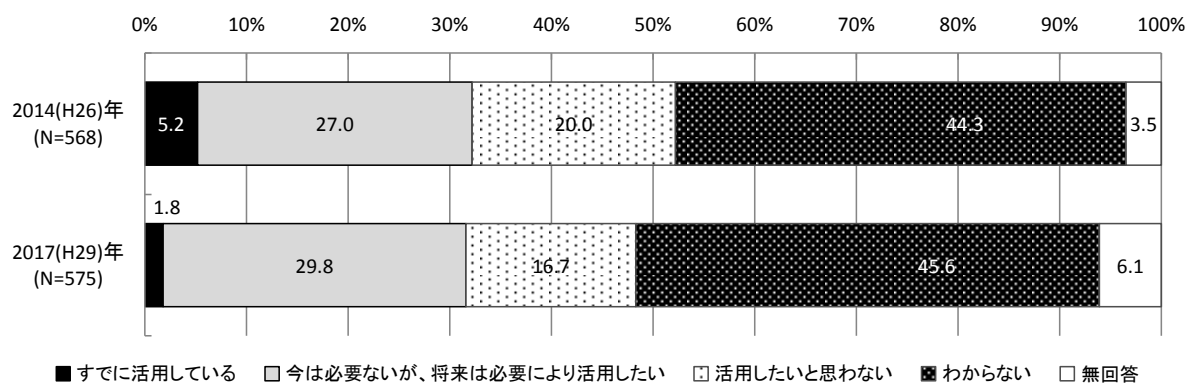
<身体>



<知的>



<精神>

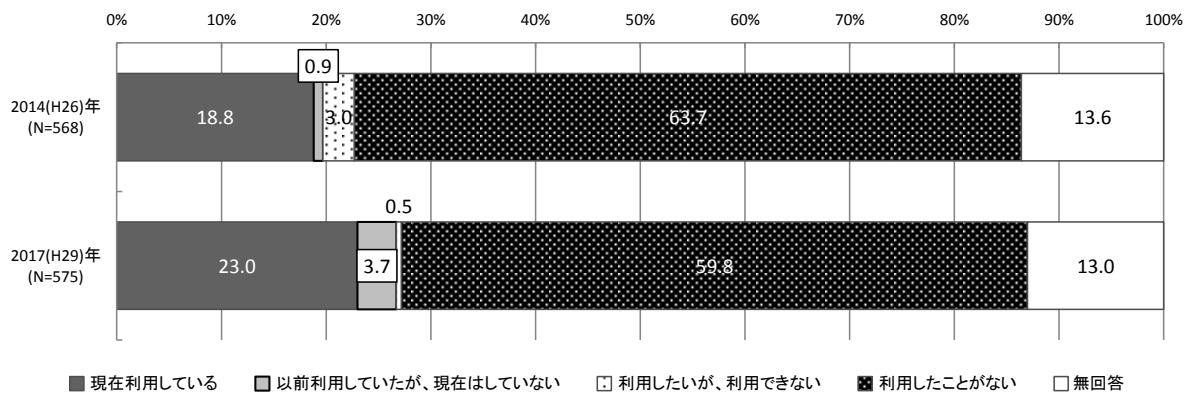


⑦障害福祉サービスについて

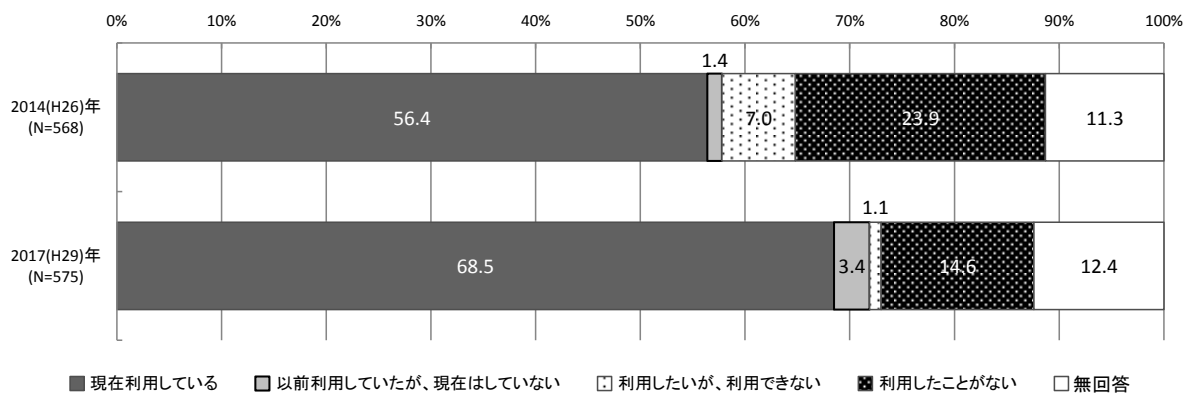
障害者総合支援法による福祉サービスを利用しているかについて、前回アンケートの結果と比較すると、いずれの障がいにおいても「以前利用していたが、現在はしていない」が増加し、「利用したいが、利用できない」「利用したことがない」が減少しています。「現在利用している」については、身体障がいのある人及び知的障がいのある人が増加、精神障がいのある人が減少しています。

◆障害者総合支援法による福祉サービスを利用していますか

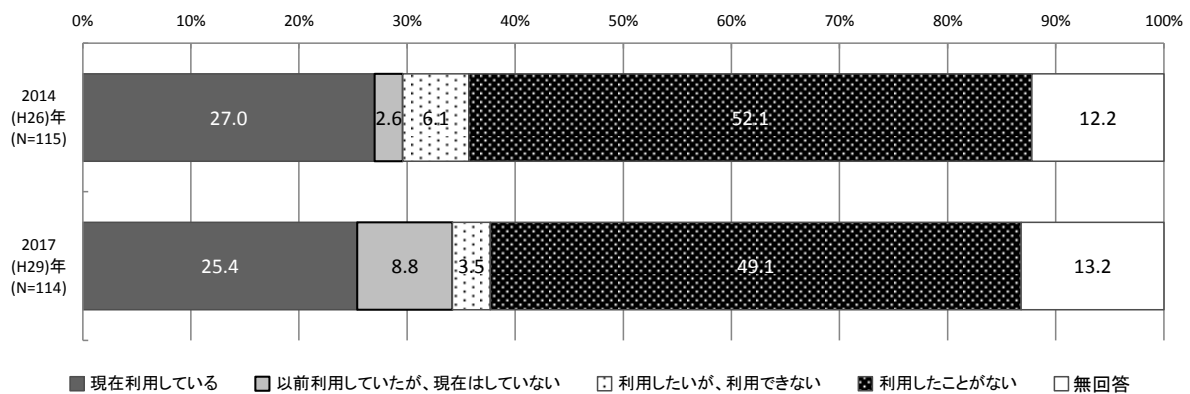
<身体>



<知的>



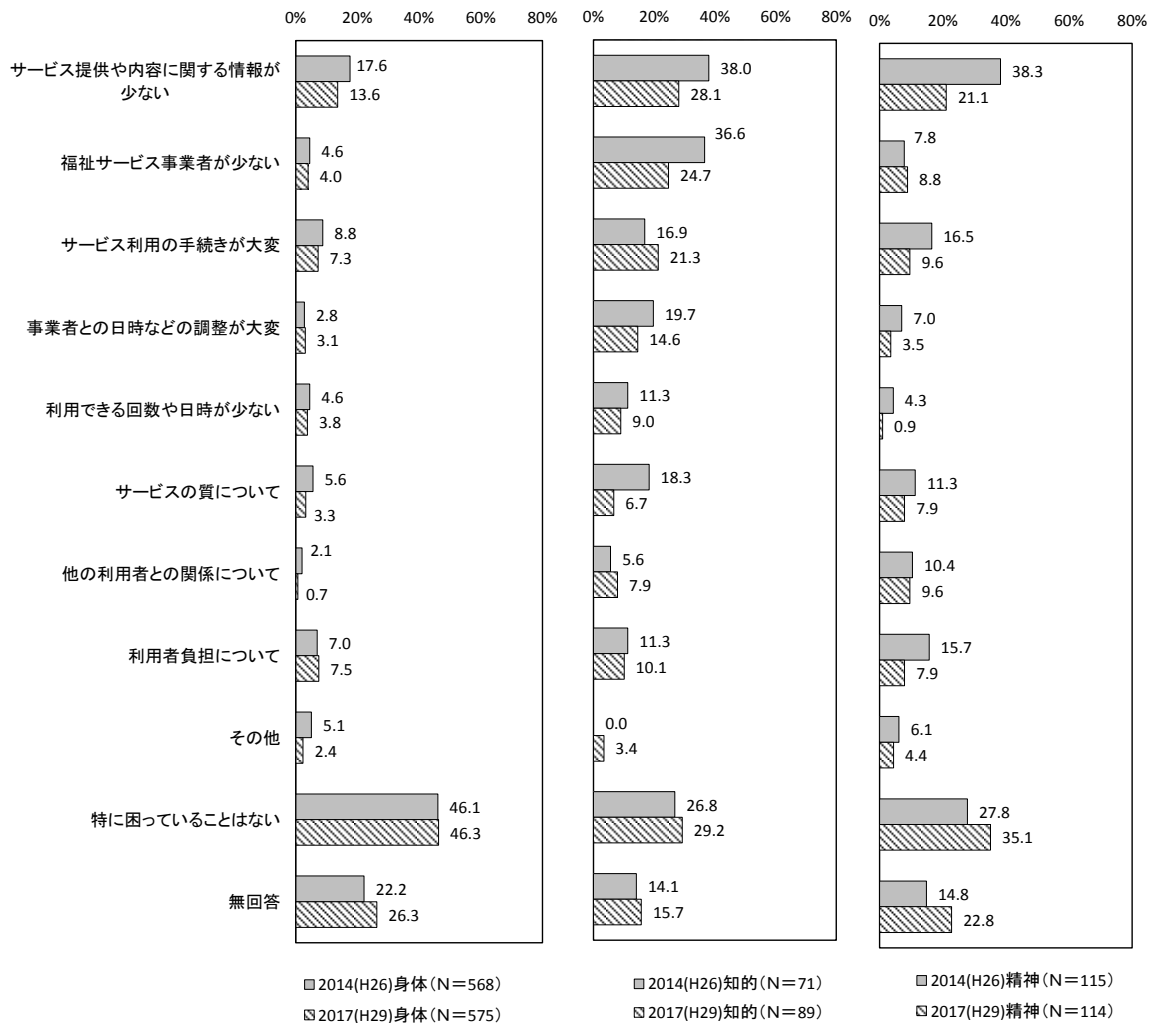
<精神>



⑧障害福祉サービスを利用する上で困っていることについて

障害福祉サービスなどを利用する上で困っていることについて、前回アンケートの結果と比較すると、全ての障がいにおいて「特に困っていることはない」が増加しており、今回のアンケート結果ではその他の項目と比べ高くなっています。一方、知的障がいのある人及び精神障がいのある人において「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が2割以上あり、情報提供等が課題となっています。

◆障害福祉サービスなどを利用する上で、困っていることは何ですか



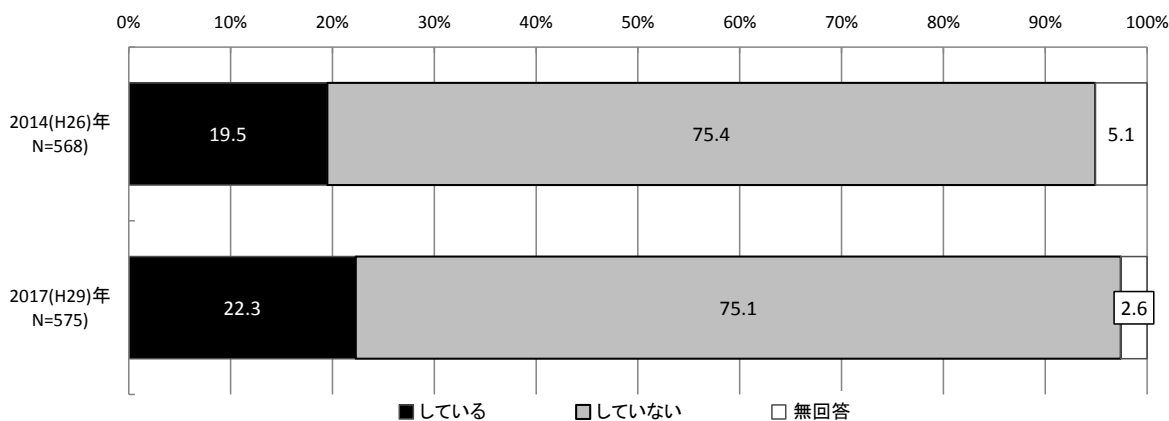
⑨就労について

就労について、前回アンケートの結果と比較すると、全ての障がいにおいて「している」が増加、「していない」が減少しています。特に、精神障がいのある人では、「している」が前回より約6割増加、「していない」が約2割減少となっています。

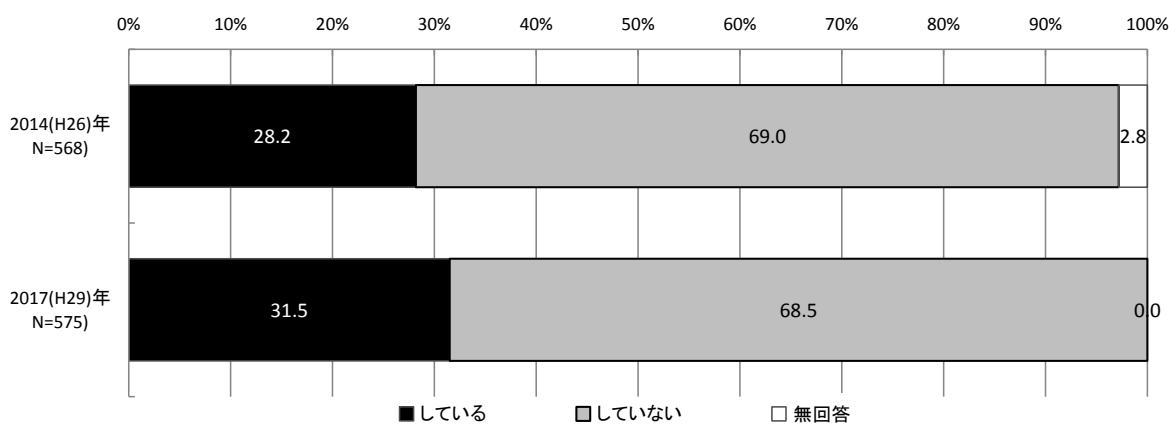
身体障がいのある人、精神障がいのある人の就労が2割～3割程度となっており、就労を希望する人への就労支援対策が必要です。

◆現在仕事をしていますか

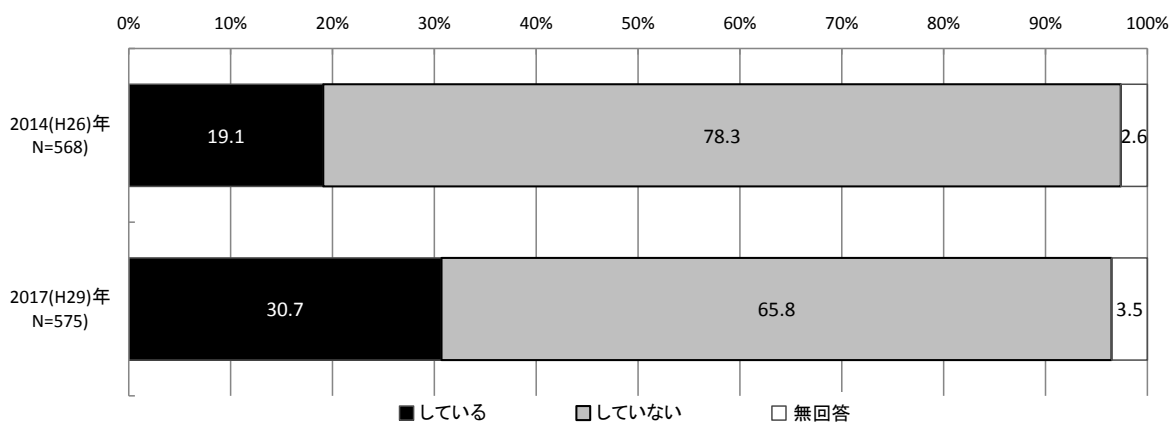
<身体>



<知的>



<精神>

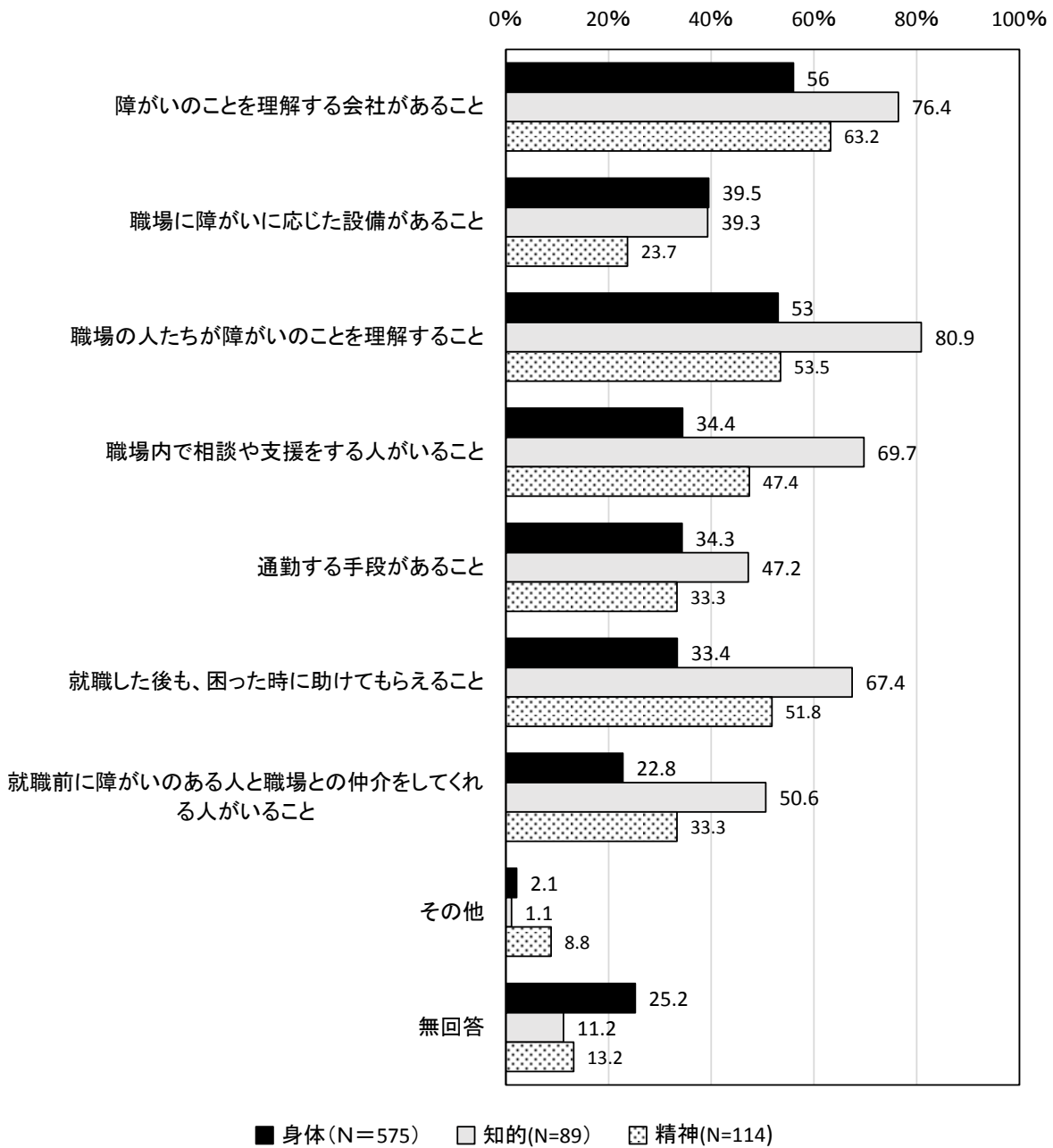


⑩就労における配慮について

就労における配慮について、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「障がいのことを理解する会社があること」が56.0%、63.2%と最も高く、知的障がいのある人では「職場の人たちが障がいのことを理解すること」が80.9%と最も高くなっています。

次いで、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「職場の人たちが障がいのことを理解すること」が53.0%、53.5%、知的障がいのある人では「障がいのことを理解する会社があること」が76.4%となっています。

◆障がいのある人が会社などで就労するにあたり、どのような配慮が必要だと思いますか

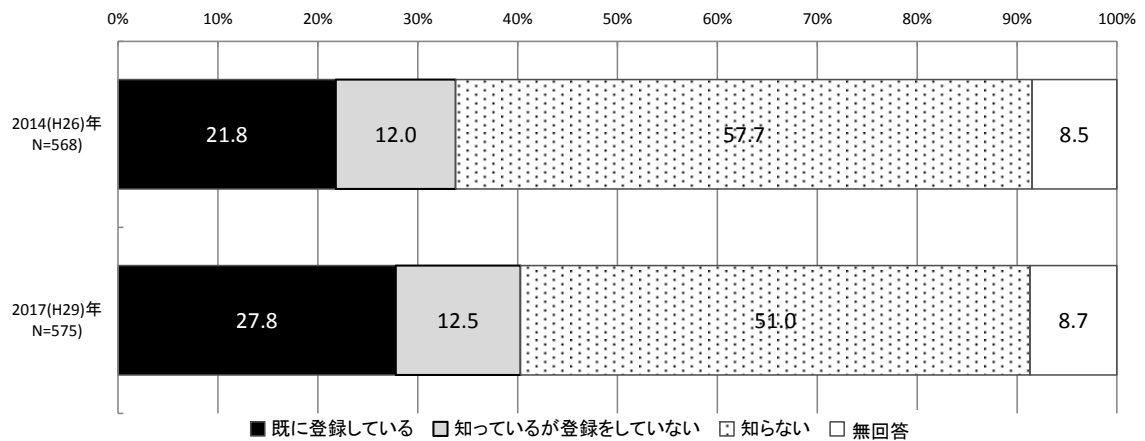


⑪ 「避難行動要支援者登録」について

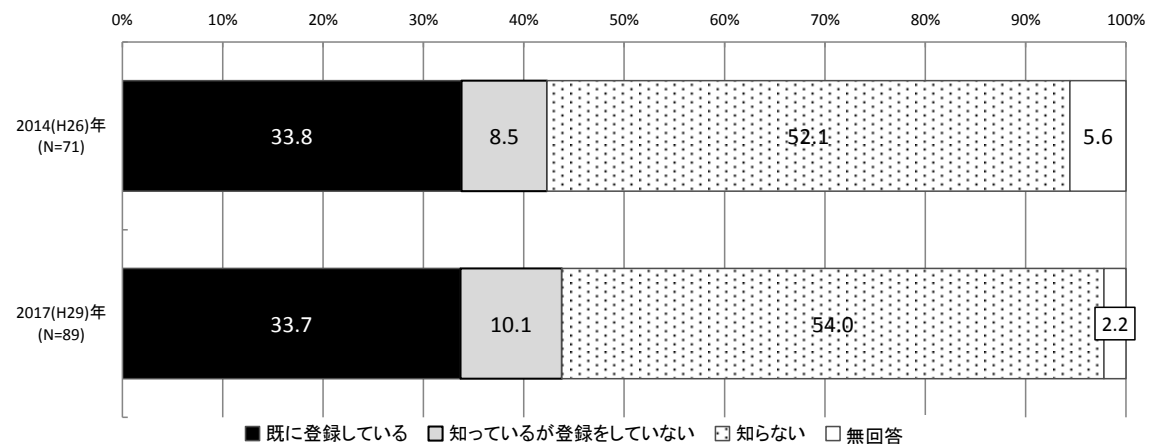
「避難行動要支援者登録」を知っているかについて、前回アンケートの結果と比較すると、身体障がいのある人の「既に登録している」が増加していますが、障がいの種別を問わず「知らない」が最も高く、5割以上となっています。

◆ 「避難行動要支援者登録」を知っていますか

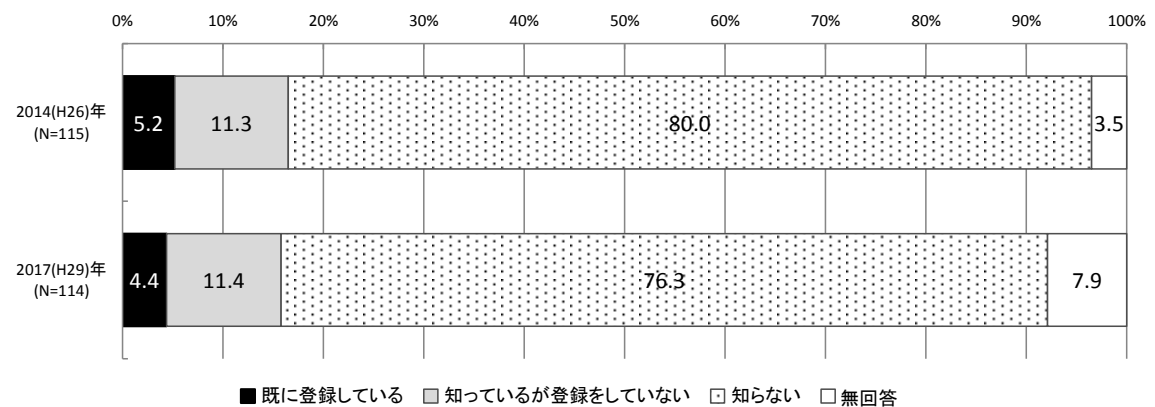
<身体>



<知的>



<精神>

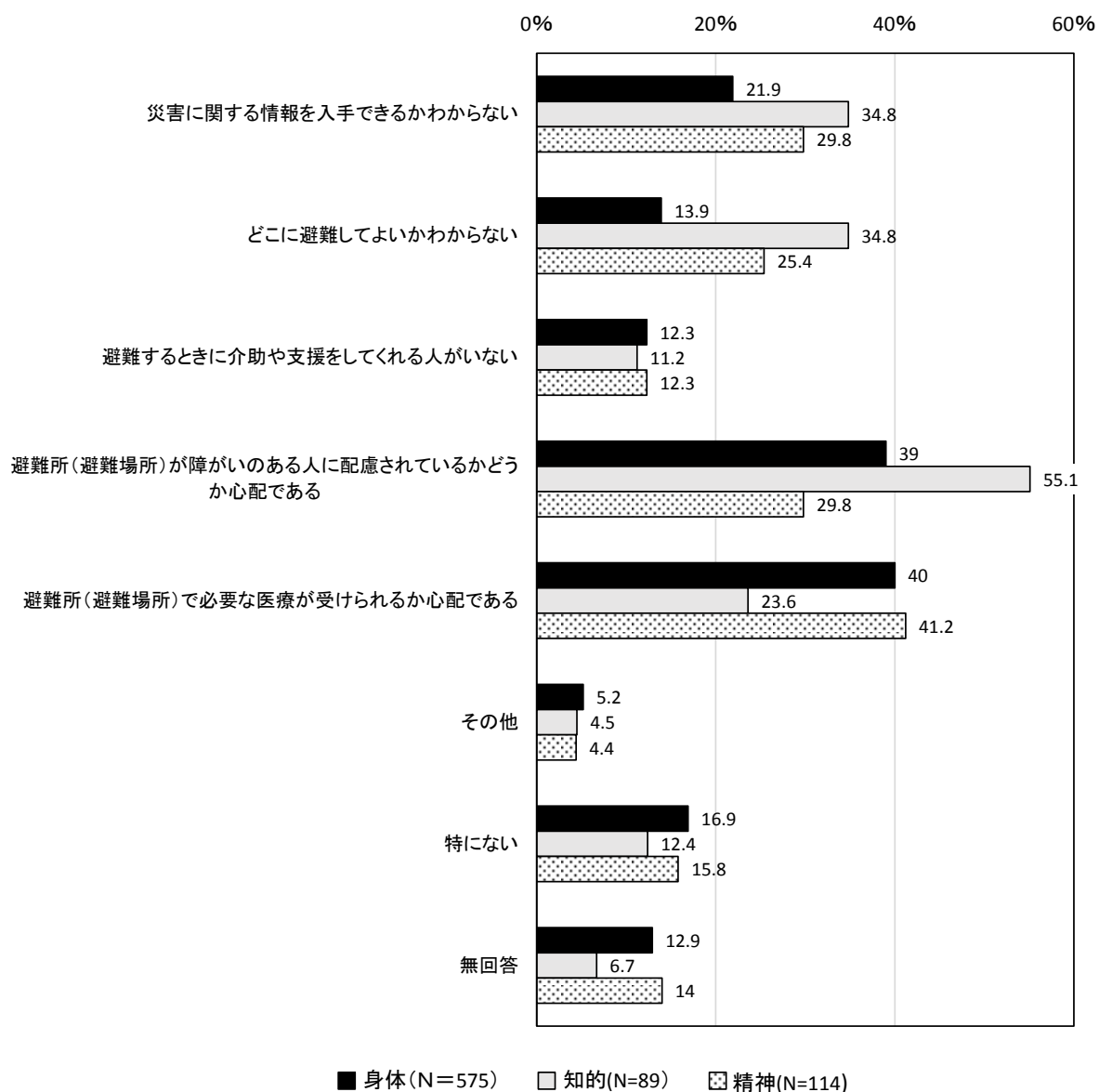


⑫災害発生時に不安に思うこと

災害発生時に不安に思うことについて、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「避難所（避難場所）で必要な医療が受けられるか心配である」が40.0%、41.2%と最も高く、知的障がいのある人では「避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である」が55.1%と最も高くなっています。

次いで、身体障がいのある人では「避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である」が39.0%、知的障がいのある人では「災害に関する情報を入手できるか分からない」「どこに避難してよいか分からない」が34.8%、精神障がいのある人では「災害に関する情報を入手できるか分からない」「避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である」が29.8%となっています。

◆災害発生時に不安に思うことはなんですか

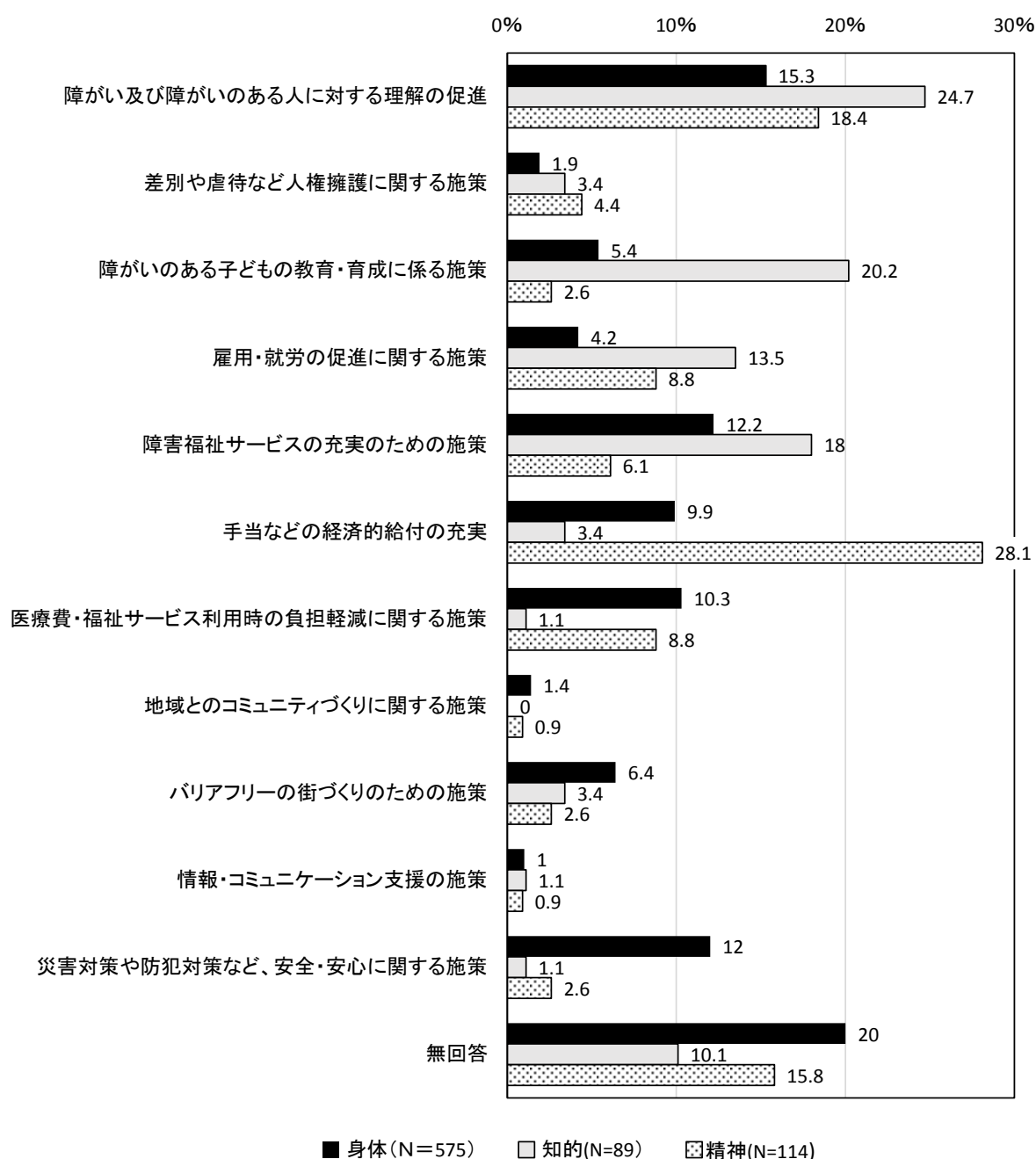


⑬長久手市の施策において、もっとも優先すべきと考えるもの

長久手市の施策において、もっとも優先すべきと考えるものについて、身体障がいのある人、知的障がいのある人では「障がい及び障がいのある人に対する理解の促進」が15.3%、24.7%と最も高く、精神障がいのある人では「手当などの経済的給付の充実」が28.1%と最も高くなっています。

次いで、身体障がいのある人では「障害福祉サービスの充実のための施策」が12.2%、知的障がいのある人では「障がいのある子どもの教育・育成に係る施策」が20.2%、精神障がいのある人では「障がい及び障がいのある人に対する理解の促進」が18.4%となっています。

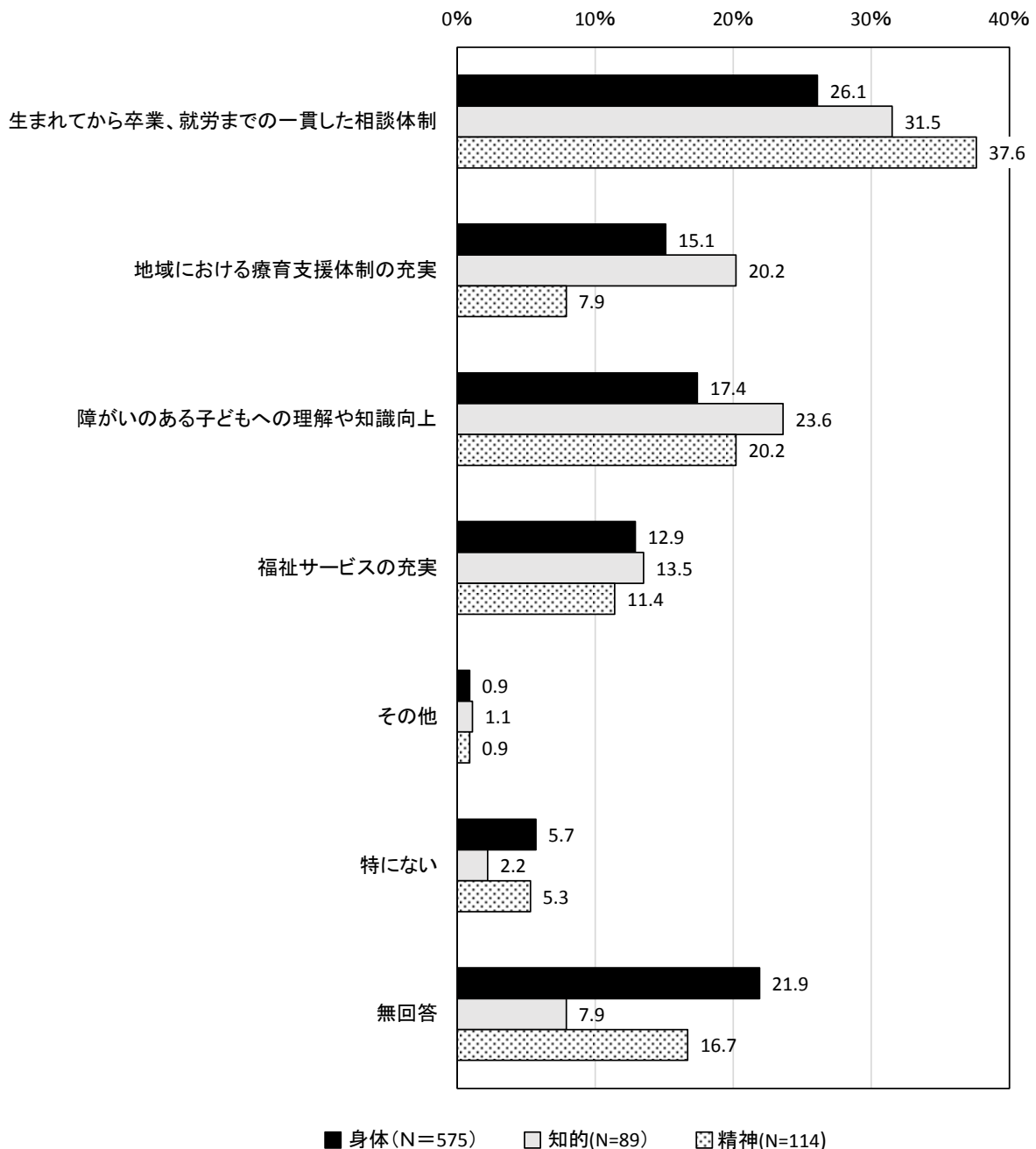
◆長久手市の施策において、もっとも優先すべきと考えるものは何ですか



⑭障がいのある子どもの教育・育成について

障がいのある子どもの教育・育成について、障がいの種別を問わず「生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制」が最も高く、次いで「障がいのある子どもへの理解や知識向上」となっています。

◆障がいのある子どもの教育・育成について、重要と考えるものは何ですか

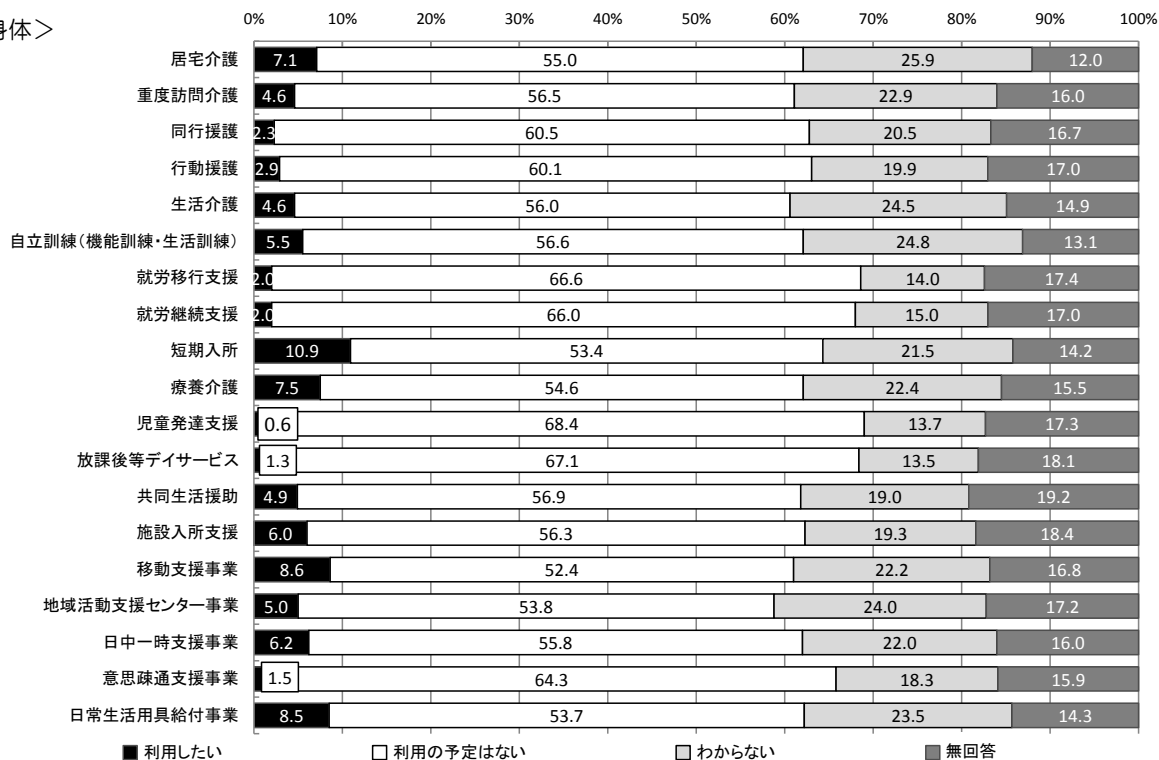


⑮障害福祉サービスの今後の利用意向について

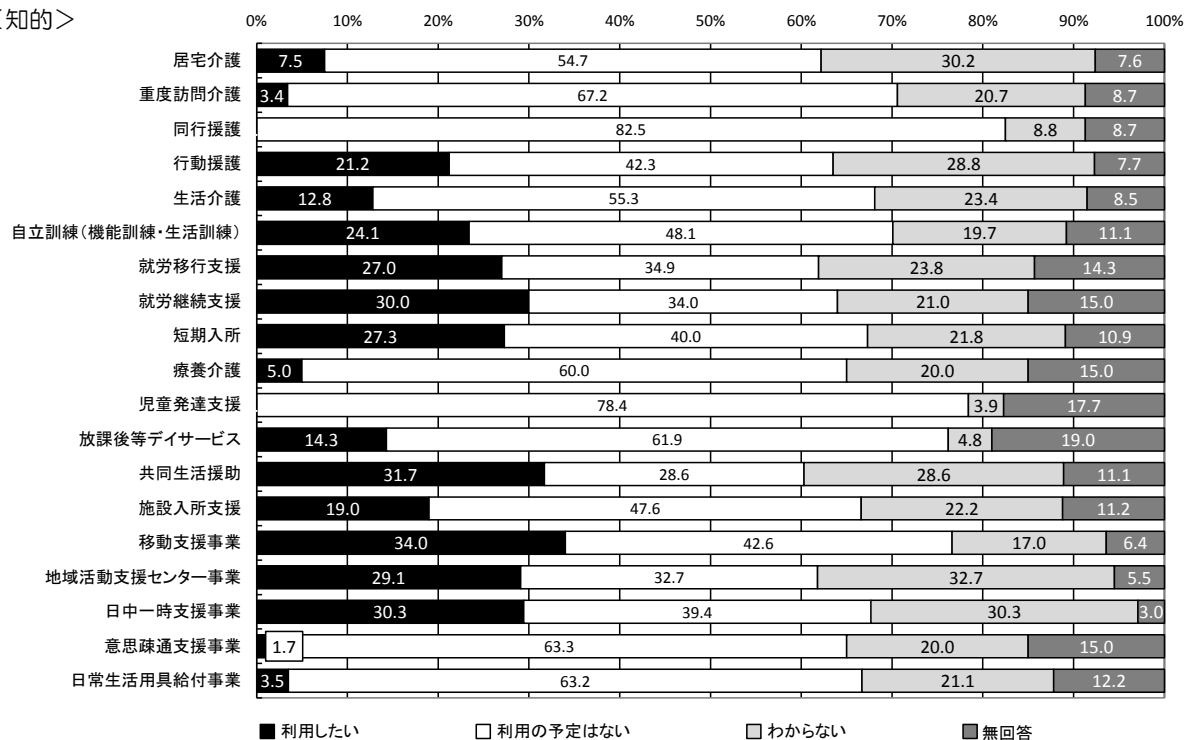
障害福祉サービスの今後の利用意向については、身体障がいのある人では「短期入所」、知的障がいのある人では「移動支援」「共同生活援助」、精神障がいのある人では「就労継続支援」「就労移行支援」が比較的高くなっています。

◆障害福祉サービスの利用意向

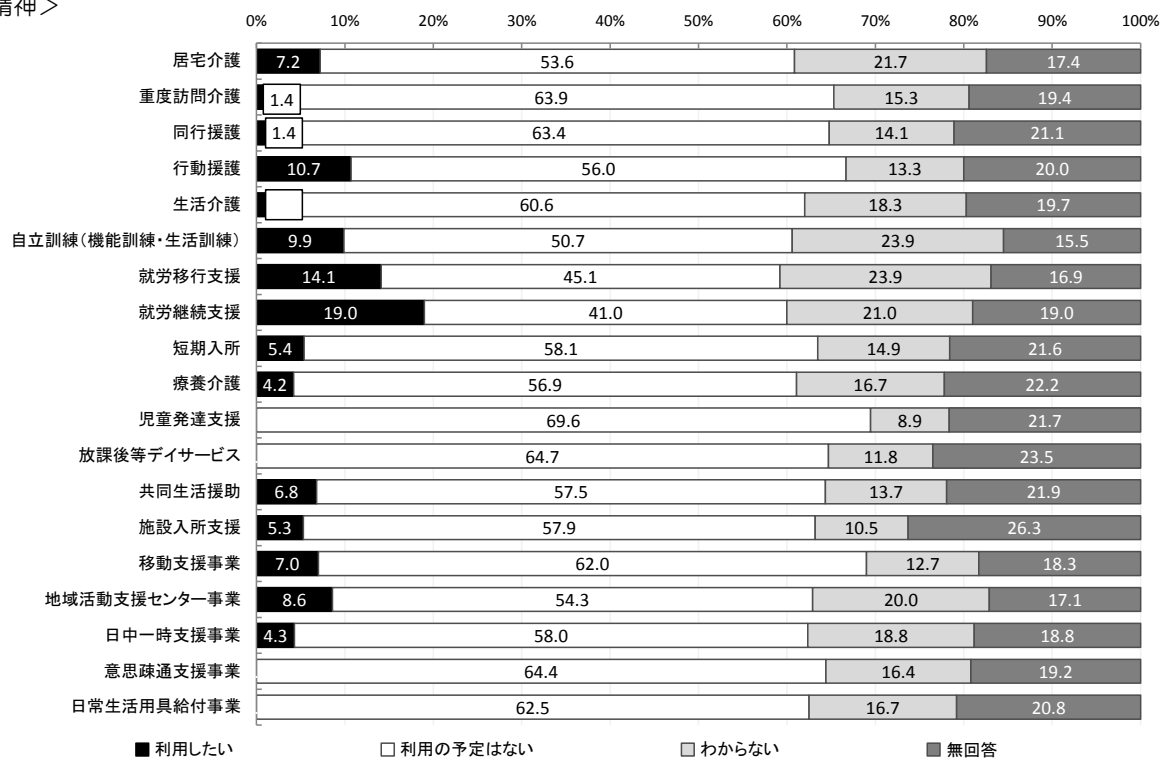
<身体>



<知的>



<精神>



⑩自由記入欄意見抜粋

長久手市の障がい者福祉施策に対して、ご意見やご要望などがありましたら、自由にご記入ください。	
1	障がいのある人の働く場所が少ないので、増やしてほしい。
2	障がいのある人に支援に関する情報が届くようにしてほしい。
3	安心して介助者と並んで歩いたり、車いす等で走りやすい道を増やしてほしい。
4	障がいのある人が気軽に立ち寄れる場所をつくってください。
5	障がいのある人も高齢者も子どもも若者も楽しく暮らせるような街にしていってほしい。
6	親なき後の生活が不安です。長久手市にグループホームや入所施設が増えるとよい。
7	学校を卒業した後は運動する機会や友人と接する機会が減ってしまうので、障がいの向けの運動や交流の場があるとよい。

3 障がい児福祉に関するニーズ調査のためのアンケートからみた状況

(1) 調査の目的

長久手市第1期障がい児福祉計画の策定にあたり、厚生労働省の指針に基づき、障害児通所受給者証をお持ちのお子さんの保護者を対象に、子ども・子育て支援等（保育所・児童クラブ等）の利用見込みを把握するためアンケート調査を実施しました。

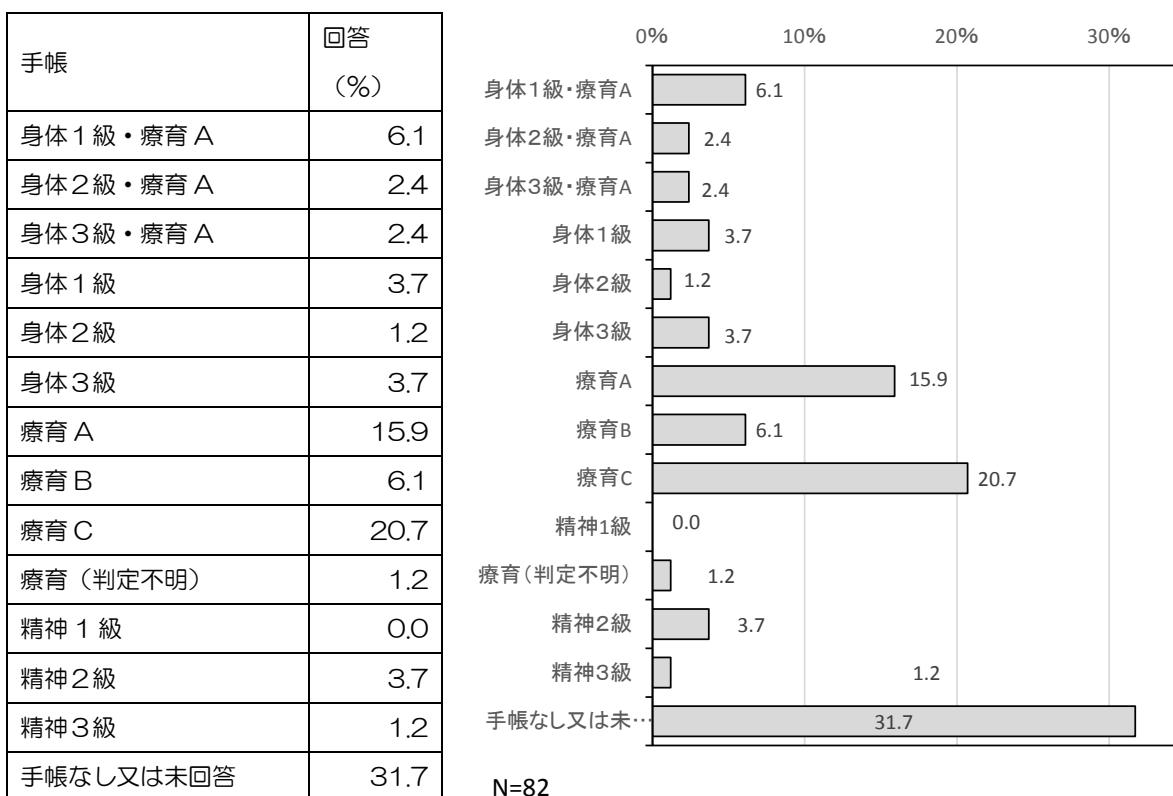
(2) 調査の方法と配布・回収

区分	内容
調査対象	長久手市にお住まいで、障害児通所受給者証をお持ちのお子さんの保護者
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	2017（平成29）年7月7日～2017（平成29）年9月4日

	配布数	回収件数	回収率
回収結果	144件	82件	56.9%

(3) 調査結果について（抜粋）

①対象となるお子さんの障がいの状況について

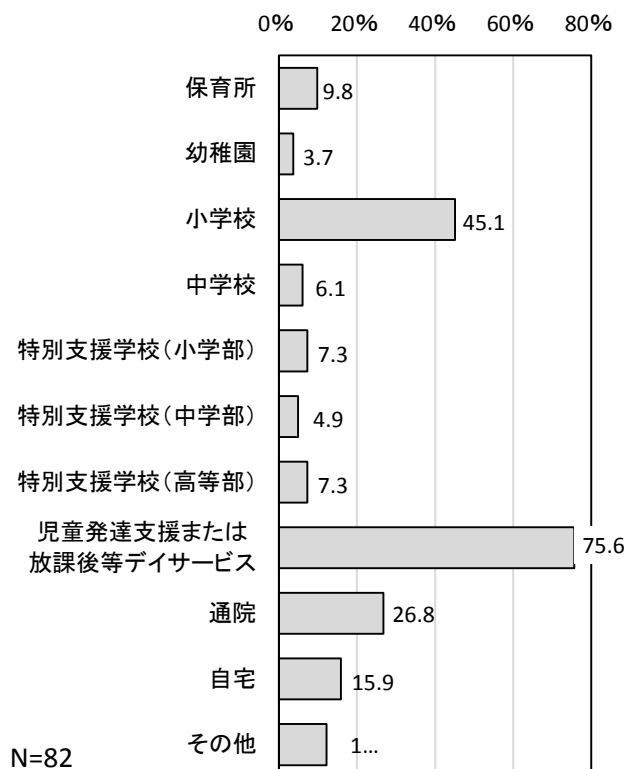


②お子さんの日中の過ごし方（場所）

児童発達支援または放課後等デイサービスがもっとも多く75.6%という結果となりました。

◆お子さんの日中の過ごし方（場所）について、利用しているもの（複数回答あり）

日中の過ごし方（場所）	回答（%）
保育所	9.8
幼稚園	3.7
小学校	45.1
中学校	6.1
特別支援学校（小学部）	7.3
特別支援学校（中学部）	4.9
特別支援学校（高等部）	7.3
児童発達支援または放課後等デイサービス	75.6
通院	26.8
自宅	15.9
その他	12.2

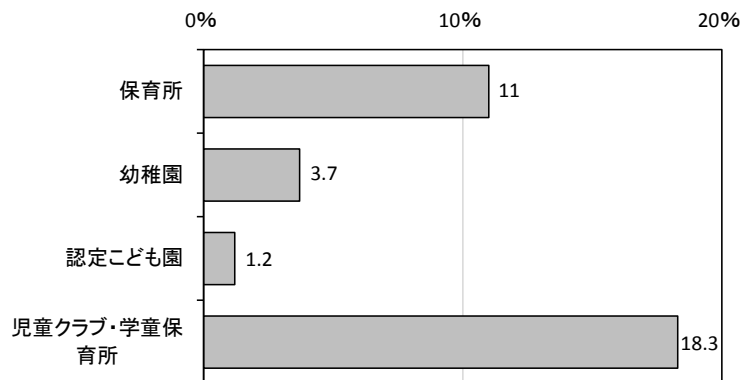


③子ども・子育て支援等（保育所・児童クラブ等）利用見込み

保育所 11.0%、幼稚園 3.7%、認定こども園 1.2%、放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）18.3%という結果となりました。

◆今後入所（園）希望があるもの、放課後の子どもの居場所として利用したいサービス（複数回答あり）

利用したいサービス	回答（%）
保育所	11.0
幼稚園	3.7
認定こども園	1.2
児童クラブ・学童保育所	18.3



④自由記入欄意見抜粋

長久手市の障がいをもつお子さまに対する福祉サービスや子育て支援に関してご意見やご要望などがありましたら、自由にご記入ください。	
1	就学後も相談できる施設や相談窓口がほしい。
2	専門家の具体的なアドバイスを気軽に聞ける場所がほしい。同じ障がいをもつ子どもの親同志で話をして共有できる場がほしい。
3	地域の園や学校に通えない子どもは、自治会レベルの活動に積極的に参加しない限り、その存在を忘れられがち。地域の人と交流できる機会があるとよい。
4	児童クラブや学童でも障がいを持つ子どもの受け入れがあればよいと思う。学校の普通級でも障がいを持つ子どもに対してサポートがあるとよいと思う。
5	本人が安心して過ごすことができ、親が安心して就労できるようサービスを充実させて、ニーズを満たせるよう人材確保につとめてほしい。
6	小中学校での支援員を増やせば、学校が子どもたちにとって今よりもっと過ごしやすく楽しい場所になると思う。
7	医療行為が必要なため、公立の保育園や学校に看護師を常駐させてほしい。他の子どもと同じように、集団生活や社会性を身につける場があるとよい。

4 ヒアリング調査からみた状況

(1) 調査の概要

日頃から障がいのある人と関わりのある活動に取り組むボランティア団体や当事者団体、サービスを提供している事業所に対し、ワークショップ形式によるヒアリングで現状の課題や改善策について話し合いました。ヒアリングはテーマを変えて2回開催し、多角的に長久手市の現状や課題の把握、改善策を検討できるように実施しました。

(2) 調査（ワークショップ）の実施

①実施状況

開催数	開催日	時間	参加人員	内容
第1回	2017（H29）年 9月19日（火）	午後1時30分から 午後4時30分まで	27人	テーマごとの課題抽出及び 改善策検討
第2回	2017（H29）年 10月24日（火）	午後6時30分から 午後8時45分まで	15人	事例課題に対する改善策検 討

②出席団体・事業者

種別	団体名
団体	長久手市身体障害者福祉協会、希望の会、ほっとクラブ、ウェンディの箱、長久手点字サークル、要約筆記長久手、愛知県立大学
事業者	社会福祉法人あいち福祉会たかぎ作業所、特定非営利活動法人楽歩、社会福祉法人むそう、株式会社フォルツァ、特定非営利活動法人百千鳥、株式会社サポートサービスセンターハーモニープラス、株式会社リレーションカフェシエナ、ゴジカラ村役場株式会社、介護ステーション・更紗、ヘルパーステーションあんのん、ALES、放課後等デイサービスポカラポット、北風と太陽 長久手、障がい者相談支援センター
市民	市民による計画づくり応募者

(3) 調査（ワークショップ）の結果について

ア 第1回（9月19日）開催分

（ア）内容

出席者を4グループに分け、各グループごとに基本計画に定めた施策の柱の中から選択し、長久手市の現状での課題とその改善策について話し合いました。

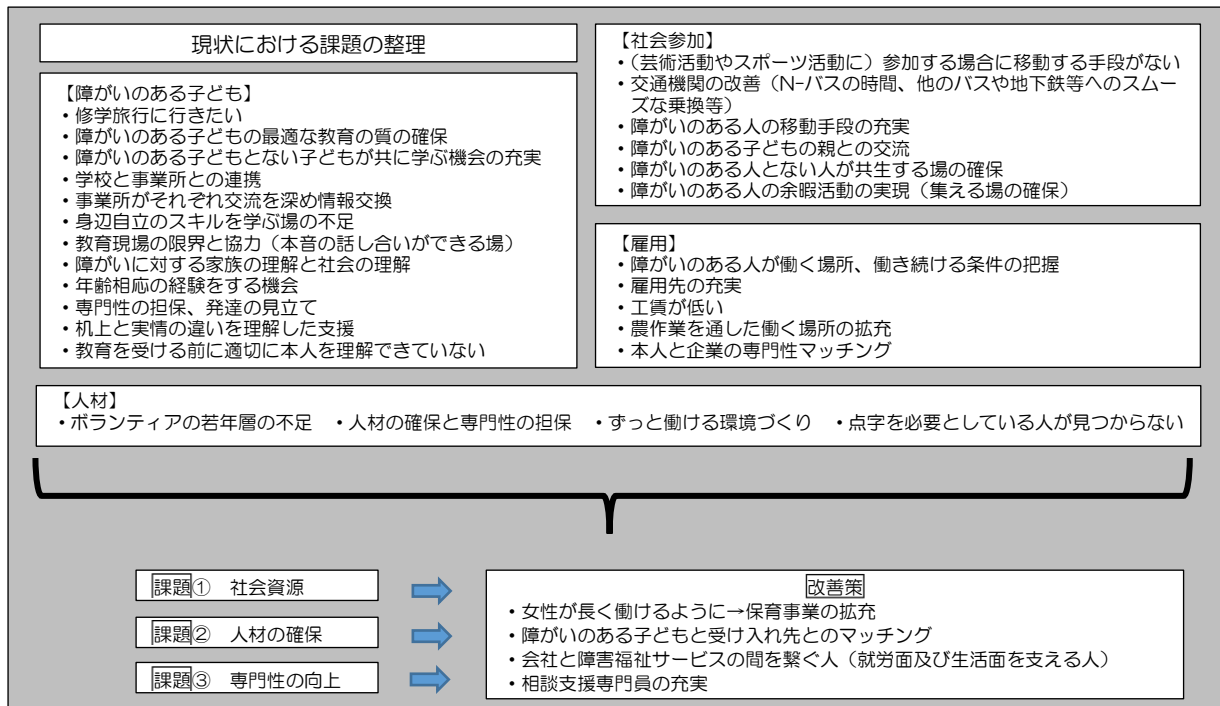
【施策の柱】

①生活支援、②保健・医療、③教育、文化芸術活動・スポーツ等、④雇用・就業、経済的自立の支援、⑤生活環境、⑥情報アクセシビリティ、⑦安全・安心、⑧差別の解消及び権利擁護の推進、⑨行政サービス等における配慮

(イ) 各グループでの検討結果

【Aグループ】

テーマ：③教育、文化芸術活動・スポーツ等、④雇用・就業、経済的自立の支援



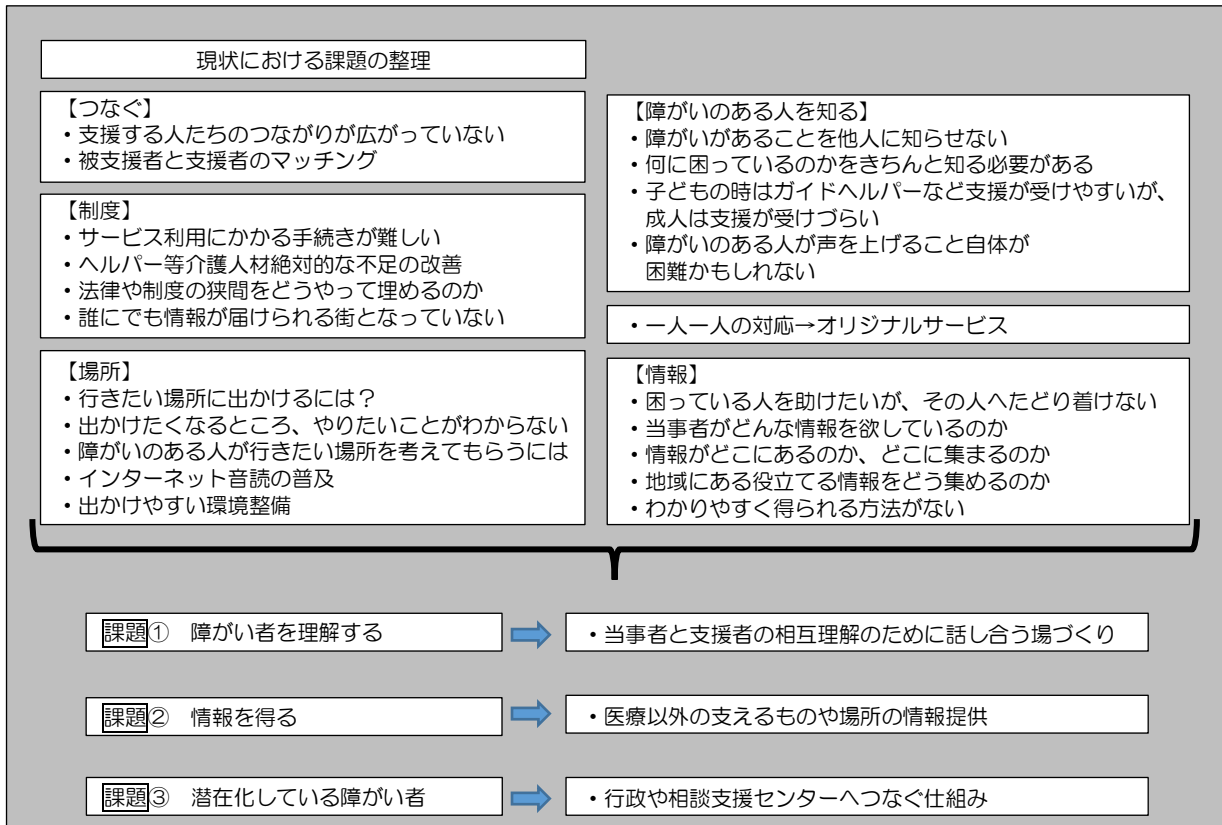
このグループでは、生まれてから高齢になるまでの様々な場面における課題を整理するところから始め、専門性の向上、人材の確保、社会資源の3つに課題がまとまりました。

その解決のためには、女性が働きやすいようなまちになると良いと考えました。民間の保育事業を長久手市が応援することも必要だと思います。マッチングについてですが、障がいのある人を無理やり受け入れてくれるから入れてしまうと、働けるから追い出すことをしないという判断をする人がいるかもしれません。そのような場合、本人にとって適した場所ではないところにいるかもしれないので、マッチングする人が必要だと思います。そして、会社と障害福祉サービスを繋ぐ人がいないと感じているので、ジョブコーチではなく、生活のサポートができる人が良いと提案します。仕事先だけ支えるのでは支援は十分ではないかもしれません。会社の中で就労面だけでなく生活面も支えてくれる人を育てるのもよいと思います。また、相談支援専門員が不足していると思います。長久手市に住んでいる約 1,500 人の障害者手帳所持者に対して、現在、障がい者相談支援センターの相談支援専門員は3人なので、できれば相談支援専門員がもっと増えると良いと思います。



【Bグループ】

テーマ：①生活支援、⑤生活環境、⑥情報アクセシビリティ



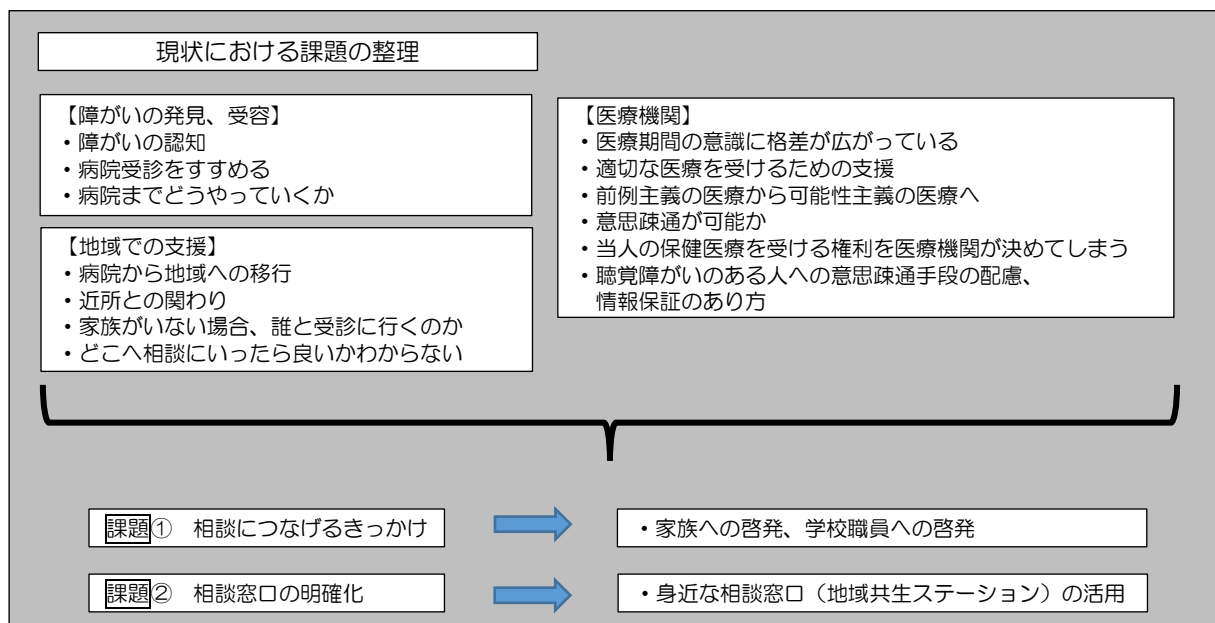
このグループでは、障がいがある人が外出しやすいまちにするために、人・もの・場所・情報を支援が必要な人にどのようにつなげていくかを考えました。

長久手市には、障害者手帳を持っている人が約 1,500 人います。手帳をもっていないけれど困っている人が 300 人くらいいると聞いています。市役所や障がい者相談支援センターで困っていると発信できれば支援につながるのよいのですが、発信できない人を支援につなげる仕組みがあればよいと思いました。困っている人を支援につなぐ人、支援する人が情報交換するために集まって話し合えるような場所が必要ではないかという提案もありました。

また、障がいのある人への理解はなかなか進んでいないと思うので、相互理解するために当事者だけではなく支援者も一緒になって話し合える場があると良いという意見がありました。



【Cグループ】 テーマ：②保健・医療



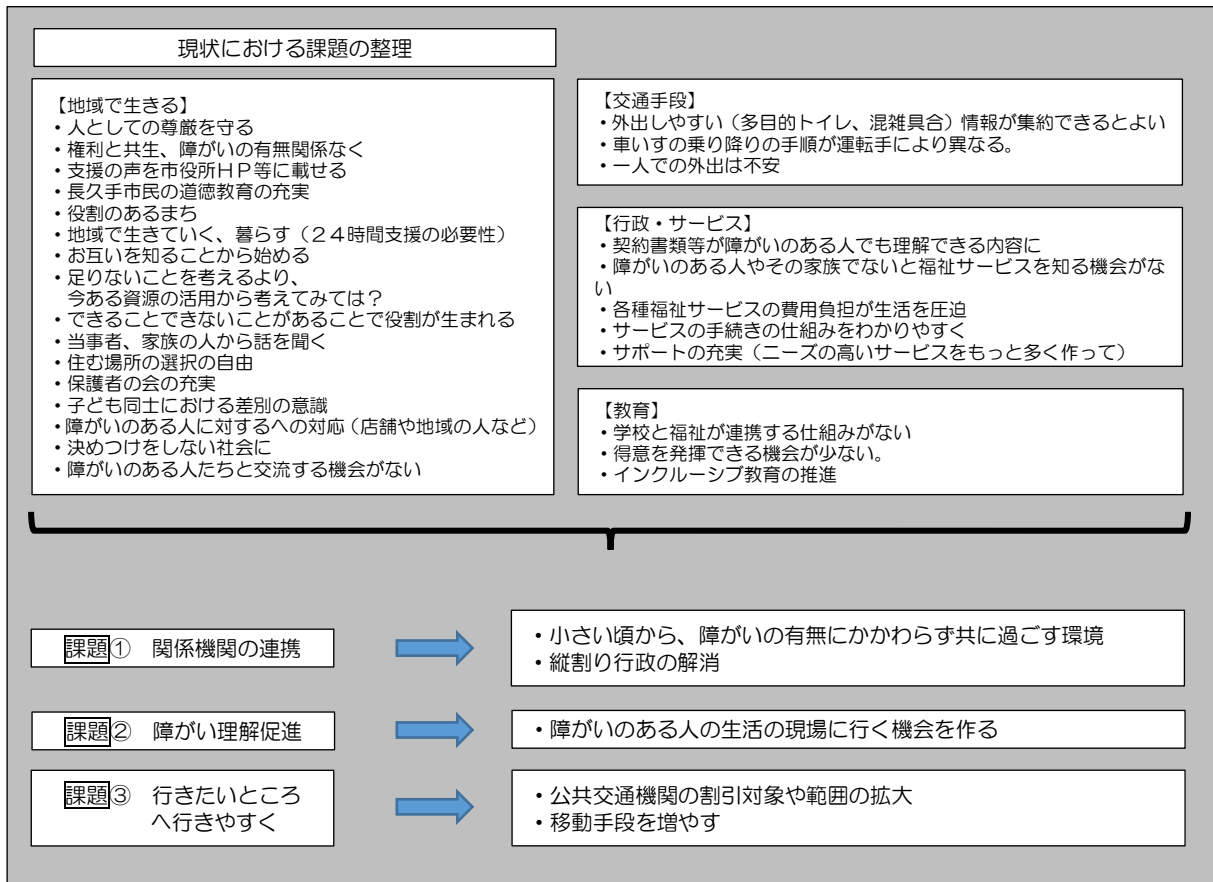
このグループでは、②保健・医療における課題は初診につながるきっかけと相談窓口の明確化の2つにまとめました。

初診につながるきっかけとして、家族、学校職員等への啓発活動ができるとよいと考えました。障がいのある人を隠してしまっている家族がいると感じることがあります。身体障がいまたは知的障がいのある人は、支援者からアプローチしなくても発見しやすいと思います。しかし、精神障がい（発達障がいを含む。）のある人は、なかなか本人が自覚しづらく、家族や周りから医療機関や支援につながるよう促さなければならないので、家族への啓発が必要だと考えました。そのためには行政からの啓発も重要です。

そして、相談窓口の明確化に対する改善策として、身近な相談窓口（地域共生ステーション）の活用という意見がでました。地域共生ステーションは、障がいをもつ人やその家族にとって身近に相談できる場所の一例としてあげました。様々な相談窓口が長久手市にはあるので、身近な相談窓口から支援へ確実につながるような仕組みがあると良いと思います。



【Dグループ】 テーマ：①生活支援、⑧差別の解消及び権利擁護の推進



このグループでは、福祉サービスや事業所があることを知らない人がいるという課題や学校間や地域、行政の連携がうまくとれていないのではないかと課題を見つけました。連携不足への改善策として、小さいときから障がいの有無に関わらず、地域で共に過ごすことで支援できるようにしたいです。そのためにも、縦割り行政であっても、異なる分野（教育と福祉、小学校と中学校など）であっても、しっかり連携をとっていけば、本人もスムーズに生活が送れるのではないかと思います。

また、障がいのある人に関わる機会が少ないために、障がいについて理解できず、その結果、障がいのある人を差別してしまうことがあります。現場に足を運んで見てもらうことが一番実感してもらえるとと思います。公共交通での割引や移動手段の拡大も当事者が行きたい場所に行きやすくなるための改善策の一つだと思います。



イ 第2回（10月24日）開催分

（ア）内容

以下の3つの事例に対して、その支援方法や今後充実すべき制度や社会資源を検討しました。

【事例】

① 医療的ケアが必要な障がいをもつ児童への支援

人工呼吸器等の医療的ケアが必要な乳児とその家庭について、本人が今後地域でどのように暮らしていくのか、また、本人を支える家族にとって必要な支援はどのようなものなのか検討しました。

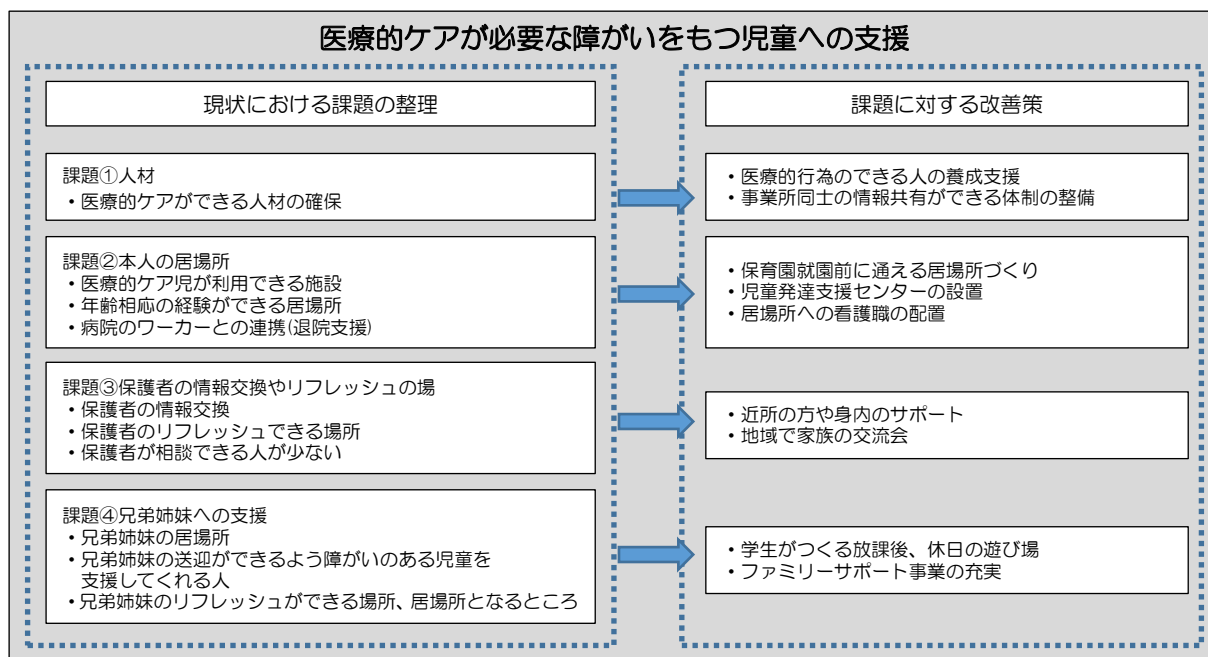
② 発達障がいを持ち、就職活動をする大学生

小学校から高校まで普通学級で過ごしたが、大学生になり、発達障がいであることが判明した対象者への支援について検討しました。

③ 社会との関わりがなく、家族にも支援が必要なケース

50代の知的障がいのある本人と80代の父親（認知症）の2人世帯への支援について検討しました。

(イ) 各グループでの検討結果
【Aグループ】

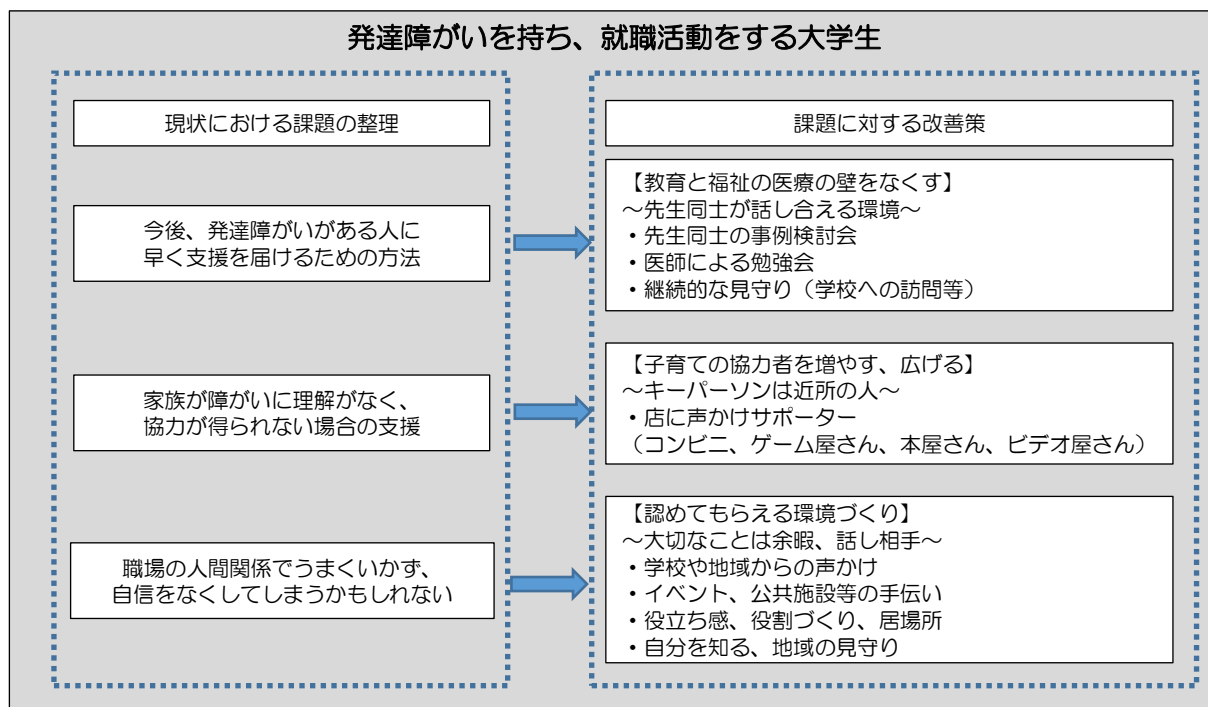


医療的ケアを受けながら生きている子どもやその家族の暮らしは、普段関わりが少ない人にとって想像しづらいものです。既存の制度や社会資源で対応することは難しく、新しい制度や社会資源を作る必要があります。この状況は、かつて発達障がいのある子どもたちの存在が広く知られるようになってきたときに各方面が対応を考えたことと似ていると思います。大きな自治体であれば、医療的ケア児に特化した施設や独自事業を展開することができると思いますが、長久手市は人口約5万人のまちであり、医療的ケアを必要とする子どもの数が少ないため、事業として成り立たせるのは難しいことです。だから、そのような子どもに出会った時に各々がやれることをやるしかないと思います。

規模の大きい自治体では重症心身障がい児対象の福祉ホームがあり、自治体が補助しているところもあります。それは、大規模な自治体だからできることで、小さい自治体では難しいことです。医療的ケア児に特化した事業について、広域で考えることを検討するのも良いと思います。



【Bグループ】



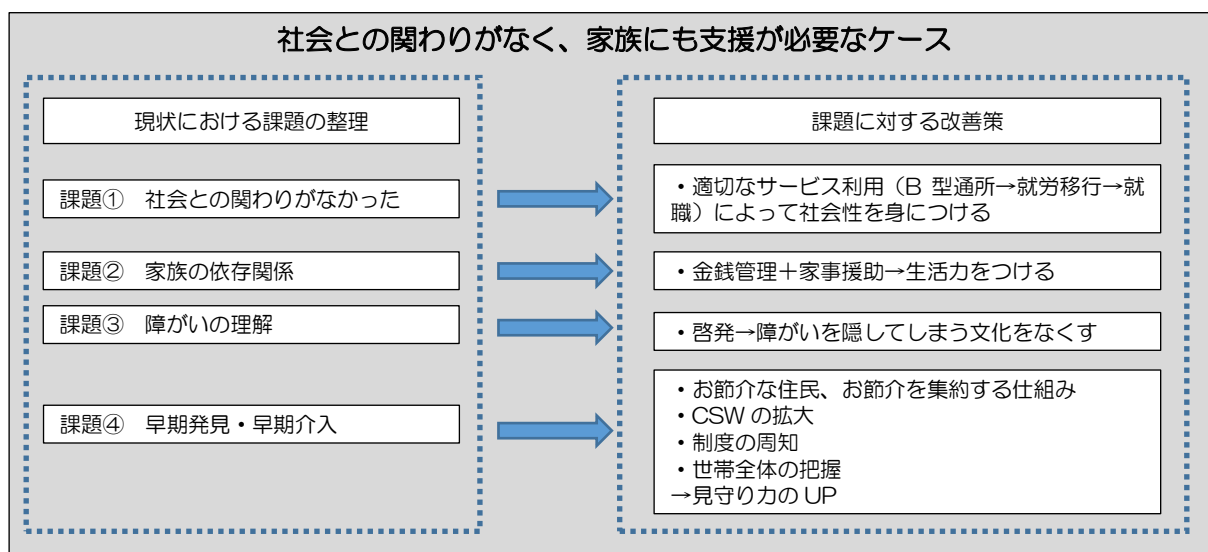
まず、大学生になるまで専門的な支援を受けることができなかったという課題に対する改善策は、教育・福祉・医療による連携だと考えます。現状では、その連携が不十分だと感じます。先生同士や専門職を交えて、学校内で気になる子どもたちへの支援について話し合える環境があるとよいです。また、5歳児検診のときに保育園等に専門職の人が子どもの様子を見に行ったり、保護者と話し合ったりする機会があります。継続的な見守りとして、学校教育の時にもそのような機会（子どもの様子を見に行き、気になる子を発見する）を設けると良いと思います。

次に、家族の理解が得られず、一人で抱え込んでしまうという課題に対しては、子どもたちのことを見守る人を近所（地域）で広げていくことが必要です。例えば、子どもたちが普段行くお店に、声かけサポーターの役割を依頼し、その数を充実させることで子どもの話し相手・相談相手となる人を地域で増やすと一人で抱え込んでしまう状況から抜け出せるかもしれません。

そして、就職後に自信をなくしてしまうかもしれないという課題に対しては、認めてもらえる環境や本人が必要とされている環境をつくり、自信をつけることが必要です。余暇を充実させることでモチベーションを保つことができます。また、本人が自分の特性を理解することが大事です。そのためにも、地域での支え合いや見守りが必要なのです。



【Cグループ】



まず、家族以外の社会との関わりがなかったことについては、障害福祉サービスによる支援によって社会性を身につけていけると良いと思います。

また、家族の依存関係についても金銭管理や家事援助を通して生活力を身につけられると思います。

障がいに理解のない親族については、この事例の場合に限らず、障がいに関わりの少ない人に対して障がいについて普及啓発を行い、広く理解してもらう必要があるのではないかと考えます。家族に障がいのある人がいたり、困ったことがあっても家の中で隠してしまうことをなくす対策をしたいと思います。

そして、早期発見・早期介入のためには、地域の見守り力の向上が必要です。地域の方が、周りの人に障がいのある人や独居ではないが家族の支援が乏しく困っているのではないかとという世帯を発見し、市役所などに「あの世帯は困っているのではないか？」とお節介な発言をし、そのお節介を集約できるような仕組みがあると良いです。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が長久手市に3人いますが、市全体を見られるように増員したほうがよいと思います。手帳を持っている人や支援が必要な人に支援が行き届いているかどうか把握できるとよいです。高齢者の支援者は高齢者のみ、障がいのある人の支援者は障がいのある人のみ把握するのではなく、支援が必要な世帯全体を把握するために横のつながりが必要です。見守り力のアップとして地域の方が周りをしっかり見ることや行政の横の連携を強めることで、支援が必要な人を早期発見できるのではないかと思います。

